- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

(7.85%)

							実質収支額		
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成23年度
				一般会計	1, 086, 300	1, 081, 752	1, 070, 183	1, 567, 864	1, 787, 713
実				土地区画整理特別会計	960, 078	751, 583	332, 935	101, 572	29, 001
質		_		土地区画整理事業清算特別会計	44, 395	5, 491	5, 186	5, 588	5, 000
亦		般	一般会計	公債償還特別会計	, 0	0	0	, 0	0
<del> </del>		会	等に属す	住宅新築資金等貸付特別会計	323, 057	325, 043	312, 396	312, 917	211, 909
率		計	る特別会	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
<sub>0</sub>		等	計	母子寡婦福祉資金特別会計	438, 349	533, 848	637, 839	731, 552	570, 136
算				臨海部産業用地貸付特別会計	0	0	0	0	0
定									
実質赤字比率の算定範囲			•	合 計 (1)	2, 852, 179	2, 697, 717	2, 358, 539	2, 719, 493	2, 603, 759
#				標準財政規模	247, 694, 000	245, 519, 536	242, 214, 850	246, 959, 896	250, 158, 271
			実	質赤字比率(%)	_	_	_		_
				(黒字の比率(%))	(1. 15%)	(1. 09%)	(0. 97%)	(1. 10%)	(1. 04%)
_			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				国民健康保険特別会計	3, 535, 563	6, 809, 769	5, 326, 936	590, 679	1, 012, 527
				競輪、競艇特別会計	3, 413, 759	2, 292, 295	1, 547, 140	1, 329, 451	1, 212, 413
		— <b>4</b> 0	会計等以	老人保健医療特別会計	223, 081	1, 558, 463	1, 514, 124	74, 482	_
			特別会計	駐車場特別会計	117, 601	104, 995	118, 588	105, 400	74, 255
		のう	ち公営企	介護保険特別会計	2, 180, 124	1, 269, 252	749, 156	605, 323	968, 207
	連		係る特別	後期高齢者医療特別会計	_	1, 113, 576	357, 845	396, 361	356, 531
	結		以外の会						
:	実質	計							
	赤								
	字								
	比					褞	金不足・剰気	<b>多類</b>	
		_							
	率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	率の		会	上水道事業会計	5, 794, 468	<b>平成20年度</b> 5,581,303	<b>平成21年度</b> 5, 016, 903	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381	5, 328, 384
	率の算		会	上水道事業会計 工業用水道事業会計	5, 794, 468 1, 235, 201	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915	<b>平成21年度</b> 5, 016, 903 1, 587, 156	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269	5, 328, 384 1, 483, 319
	率の算	法	会 会	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100	<b>平成21年度</b> 5, 016, 903 1, 587, 156 1, 585, 433	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069
	率の	適		上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135	<b>平成20年度</b> 5,581,303 1,508,915 1,532,100 ▲ 1,175,631	<b>平成21年度</b> 5, 016, 903 1, 587, 156 1, 585, 433 ▲ 1, 271, 877	平成22年度 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828
	率の算	適用	宅地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100	<b>平成21年度</b> 5, 016, 903 1, 587, 156 1, 585, 433	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069
	率の算	適	宅地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135	<b>平成20年度</b> 5,581,303 1,508,915 1,532,100 ▲ 1,175,631	<b>平成21年度</b> 5, 016, 903 1, 587, 156 1, 585, 433 ▲ 1, 271, 877	平成22年度 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828
	率の算	適用企	宅地造成事業以外	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135	<b>平成20年度</b> 5,581,303 1,508,915 1,532,100 ▲ 1,175,631	<b>平成21年度</b> 5, 016, 903 1, 587, 156 1, 585, 433 ▲ 1, 271, 877	平成22年度 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828
	率の算	適用企	宅地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135	<b>平成20年度</b> 5,581,303 1,508,915 1,532,100 ▲ 1,175,631	<b>平成21年度</b> 5, 016, 903 1, 587, 156 1, 585, 433 ▲ 1, 271, 877	平成22年度 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828
	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828
	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518 87, 231 28, 442	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795
	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518	平成20年度 5,581,303 1,508,915 1,532,100 ▲ 1,175,631 3,909,426 82,731 28,413 133,445	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795 72, 031 - 134, 485
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企	宅地造成外 定地業 定地業 定地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 渡船特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518 87, 231 28, 442 97, 317 44, 194	平成20年度 5,581,303 1,508,915 1,532,100 ▲ 1,175,631 3,909,426 82,731 28,413 133,445 58,406	平成21年度 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925 83,054 27,416 137,374 60,092	平成22年度 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307 86, 275 26, 680 130, 000 60, 709	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795 72, 031 - 134, 485 66, 630
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業 法非	宅地造成事業以外 宅地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 渡船特別会計 国民宿舎特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518 87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087	平成22年度 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795 72, 031 - 134, 485 66, 630 23, 101
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業 法非適	宅地造成外 定地業 定地業 定地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 渡船特別会計 国民宿舎特別会計 廃棄物発電特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518 87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647 711, 561	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709 692, 975	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087 900,750	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294 860, 557	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795  72, 031  - 134, 485 66, 630 23, 101 728, 795
	率の算	適用企業法非適用	宅地造成外 定地業 定地業 定地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 渡船特別会計 国民宿舎特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518 87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087	平成22年度 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795 72, 031 - 134, 485 66, 630 23, 101
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業 法非適用企	宅地造成外 定地業 定地業 定地造成	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 渡船特別会計 国民宿舎特別会計 廃棄物発電特別会計 漁業集落排水特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518 87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647 711, 561 15, 681	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709 692, 975 5, 965	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087 900,750 4,246	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294 860, 557 4, 651	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795  72, 031  - 134, 485 66, 630 23, 101 728, 795
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業法非適用	宅地造成外宅地業中地	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 度船特別会計 国民宿舎特別会計 廃棄物発電特別会計 漁業集落排水特別会計 港湾整備特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518 87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647 711, 561 15, 681	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709 692, 975 5, 965	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087 900,750 4,246	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294 860, 557	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795  72, 031  - 134, 485 66, 630 23, 101 728, 795
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 渡船特別会計 国民宿舎特別会計 廃棄物発電特別会計 漁業集落排水特別会計 港湾整備特別会計 産業用地整備特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518 87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647 711, 561 15, 681	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709 692, 975 5, 965 0 0	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087 900,750 4,246 0 0	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294 860, 557 4, 651 0 0	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795  72, 031
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業 法非適用企	宅地造成外宅地業中地	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 下水道事業会計 管易水道事業特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 度船特別会計 国民宿舎特別会計 廃棄物発電特別会計 漁業集落排水特別会計 港湾整備特別会計 産業用地整備特別会計 空港関連用地整備特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518  87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647 711, 561 15, 681  0 0 99, 234	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709 692, 975 5, 965  0 0 109, 859	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087 900,750 4,246	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294 860, 557 4, 651	72, 031 728, 795 72, 031 728, 795 74, 887 0 0 106, 097
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 渡船特別会計 国民宿舎特別会計 廃棄物発電特別会計 漁業集落排水特別会計 港湾整備特別会計 産業用地整備特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518 87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647 711, 561 15, 681	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709 692, 975 5, 965 0 0	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087 900,750 4,246 0 0	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294 860, 557 4, 651 0 0	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795  72, 031
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 を	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518  87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647 711, 561 15, 681  0 99, 234 0	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709 692, 975 5, 965  0 109, 859 0	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087 900,750 4,246  0 108,271 0	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294 860, 557 4, 651 0 0	72, 031 728, 795 72, 031 728, 795 74, 887 0 0 106, 097
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 下水道事業会計 食肉センター特別会計 簡易水道事業特別会計 中央卸売市場特別会計 度配舎特別会計 国民宿舎特別会計 廃棄物発電特別会計 廃業集落排水特別会計 産業用地整備特別会計 空港関連用地整備特別会計 空港関連用地整備特別会計 空港関連用地整備特別会計	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518  87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647 711, 561 15, 681  0 99, 234 0	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709 692, 975 5, 965 0 109, 859 0 28, 351, 683	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087 900,750 4,246 0 0 108,271 0	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294 860, 557 4, 651  0 108, 619 0	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795  72, 031
資金不足比率の算定範囲	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	上水道事業会計 工業用水道事業会計 交通事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 を	5, 794, 468 1, 235, 201 1, 385, 558 1, 487, 135 4, 449, 518  87, 231 28, 442 97, 317 44, 194 38, 647 711, 561 15, 681  0 99, 234 0	<b>平成20年度</b> 5, 581, 303 1, 508, 915 1, 532, 100 ▲ 1, 175, 631 3, 909, 426  82, 731 28, 413 133, 445 58, 406 37, 709 692, 975 5, 965 0 109, 859 0 28, 351, 683	<b>平成21年度</b> 5,016,903 1,587,156 1,585,433 ▲ 1,271,877 3,431,925  83,054 27,416 137,374 60,092 35,087 900,750 4,246 0 0 108,271 0	<b>平成22年度</b> 5, 101, 381 1, 440, 269 1, 627, 148 ▲ 756, 435 3, 053, 307  86, 275 26, 680 130, 000 60, 709 27, 294 860, 557 4, 651  0 108, 619 0	5, 328, 384 1, 483, 319 1, 633, 069 1, 011, 828 2, 827, 795  72, 031

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(11. 22%)

(11.54%)

(9.77%)

(7.12%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

赤

率の算定範囲

資金不足比率の

算定範囲

会計別

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質収支額

						大貝仏人识		
			会計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			一般会計	5, 479, 147	4, 800, 321	4, 968, 155	4, 082, 236	8, 631, 311
			母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	_		筥崎土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
Ш	般	一般会計	伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
Ш	会	-311-6 /	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
		る特別会	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	等	<del>  </del>	姪浜土地区画整理事業特別会計	0	0	-	_	-
Ш			市債管理特別会計	0	0	0	0	0
ΙL			市立病院機構病院事業債管理特別会計	_	-	0	0	0
ΙL		1	合 計 (1)	5, 479, 147	, ,	4, 968, 155		8, 631, 311
IL			標準財政規模	336, 993, 737	334, 177, 485	331, 789, 710	339, 940, 315	348, 082, 863
Ш		実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
		(	黒字の比率(%))	(1. 62%)	(1. 43%)	(1. 49%)	(1. 20%)	(2. 47%)
II	:	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			後期高齢者医療特別会計	_	177, 539	82, 916	79, 264	110, 326
			国民健康保険事業特別会計	<b>A</b> 8, 285, 188	<b>▲</b> 6, 912, 396	<b>2</b> , 937, 195	<b>4</b> 63, 066	1, 671, 645
I I.	一般:	会計等以	老人保健医療特別会計	<b>1</b> , 092, 762		<b>▲</b> 11, 701	0	_
		特別会計	介護保険事業特別会計	985, 969	1, 336, 148	199, 182	403, 616	318, 336
П	のう		駐車場特別会計	0	0	0	0	0
		系る特別	市営競艇事業特別会計	996, 777	729, 401	375, 182	120, 902	557, 926
		以外の会						
実質	H							
貝								

年度 平	成23年度
_	_
3, 910	6, 399, 485
<sup>7</sup> , 483	7, 916, 802
3, 314	96, 531
0	0
0	0
3, 460	27, 589
0	0
0	0
_	_
	0 -

7, 626, 712 11, 181, 409

334, 177, 485

(3.34%)

14, 306, 099

331, 789, 710

(4.31%)

16, 556, 119

339, 940, 315

(4.87%)

25, 729, 951

348, 082, 863

(7.39%)

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

標準財政規模

連結実質赤字比率(%) (黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

336, 993, 737

(2.26%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

		_					다 왔 네 나 나		(単位:千円)
				A =1 A	10 ←	<b>≖ *</b> 00 ← ★	実質収支額		
				会 計 名 一般会計	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 470,900	平成23年度
実				土地区画整理事業	<b>▲</b> 1, 055, 368	<b>▲</b> 970, 773	▲ 383, 134		728, 098
質					0	0	135	0	0
質赤字比		<u>-</u>	+= A =1	住宅新築資金等貸付事業	0	U	21	0	_
字		般	一般会計	病院事業債管理特別会計		_		0	0
比		会	等に属す						
率		計等	る特別会						
の		1 77	計						
昇									
正				A =1 /4>		. 070 770		470.000	700.000
算定範囲				合 <u>計(1)</u>	<b>▲</b> 1, 055, 368	<b>▲</b> 970, 773	<b>▲</b> 382, 978	470, 900	728, 098
<u>                                      </u>			_	標準財政規模	27, 218, 044	27, 177, 047	27, 630, 036	28, 305, 865	28, 219, 083
				質赤字比率(%) 	3. 87%	3. 57%	1. 38%	<del>-</del>	<del>-</del>
				(黒字の比率(%))	-	-	_	(1.66%)	(2. 58%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				国民健康保険事業	600, 435	1, 073, 861	741, 980	3, 466	25, 261
				介護保険事業	191, 864	131, 243	25, 839	54, 320	2, 481
		\$U	会計等以	後期高齢者医療事業		22, 566	30, 694	30, 759	30, 254
			特別会計	老人保健医療事業	<b>▲</b> 198, 267	7, 648	25, 951	0	_
			ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	実	計							
	実質赤								
	亦字								
П	比					~ ~	金不足・剰余	· 新	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度			平成22年度	平成23年度
	の			水道事業会計	706, 207	570, 480	496, 862	1, 022, 164	1, 271, 905
	算			病院事業	2, 291, 362	2, 589, 913	3, 105, 045	-	-
咨	定	法		下水道事業会計	151, 220	159, 293	185, 093	72, 297	88, 704
金	定範囲	一滴	宅地造成 事業以外		,	,	,	,	,
示	世	適用	争未以外						
足		企							
資金不足比率の		業							
率			宅地造成						
の			事業						
昇									
中									
定節									
算定範囲									
囲		法	宅地造成						
囲		法非	宅地造成 事業以外						
囲		非適							
		非適用							
囲		非適用企							
囲		非適用	事業以外						
囲		非適用企	事業以外 宅地造成						
囲		非適用企	事業以外						
囲		非適用企	事業以外 宅地造成						
囲		非適用企	宅地造成事業	<b>△</b> ♣ (2)	2 607 450	2 504 221	A 220 A00	1 652 006	2 146 702
囲		非適用企	宅地造成事業	合計(2)	2, 687, 453		4, 228, 486	1, 653, 906	2, 146, 703
囲		非適用企	宅地造成事業	標準財政規模		3, 584, 231 27, 177, 047	4, 228, 486 27, 630, 036		2, 146, 703 28, 219, 083
囲		非適用企	宅地造成事業						

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

(8.18%)

					1		中游小士族		(単位:十円)
Ш				会 計 名	<u>┃</u>   平成19年度	平成20年度	実質収支額 平成21年度	亚成22年度	平成23年度
Ш				<del></del>	638, 305	728, 851	718, 630	972, 591	1,030,807
丰				住宅新築資金等貸付事業特別会計		18, 244	49, 045	61, 742	65, 561
踅				母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		57, 674	48, 191	27, 482	34, 166
赤		一般	一般会計	ガス事業清算特別会計	_	- 37, 074	10, 131	27, 402	04, 100
子		会	等に属す	277年末/1777年日			0		
七		計	る特別会						
かり		等	計						
算									
実質赤字比率の算定範囲									
範				合 計 (1)	664, 414	804, 769	815, 866	1, 061, 815	1, 130, 534
囲					60, 347, 582	62, 554, 206	63, 506, 951	65, 790, 799	66, 916, 553
			集	質赤字比率(%)					
				(黒字の比率(%))	(1. 10%)	(1. 28%)	(1. 28%)	(1. 61%)	(1. 68%)
-									
		$\vdash$	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成23年度
		1		国民健康保険事業特別会計	175, 305	96, 070	914, 175	218, 763	425, 184
		Ι.		介護保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計	509, 886	570, 306 75, 917	299, 263 62, 367	221, 973 70, 941	37, 838 84, 228
			会計等以	後期局即有医療事業特別会計 老人保健事業特別会計	5, 012	236, 226	257, 318	70, 941	84, 228
		外の	特別会計 ち公営企	市営駐車場事業特別会計	3, 422	3, 354	3, 354	3, 456	3, 367
	連		・6公呂正 :係る特別	競輪事業特別会計	427, 581	459, 926	392, 790	423, 155	582, 270
	結		以外の会	成 <del>拥事</del> 未特別玄司	427, 301	433, 320	392, 790	420, 100	302, 270
	実	計							
	実質赤								
	赤								
-1 l	字比						金不足・剰気	<u></u>	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度		平成21年度		平成23年度
	の			水道事業会計	3, 708, 184	3, 572, 684	3, 494, 057	3, 015, 788	3, 061, 712
	算			ガス事業会計	2, 077, 937	2, 595, 408	_	_	_
	定範	法適			, ,	, ,			
咨	<b>車</b>	1 =							
資 金	五	週	宅地造成						
資 金 不		用	七地道队 事業以外						
資金不足:		用企							
資金不足比較		用	事業以外						
資金不足比率の		用企	事業以外宅地造成						
資金不足比率の算		用企	事業以外	70° EQ 1, 13° = 38°					
資金不足比率の算定		用企	事業以外宅地造成	簡易水道事業	58	75	81	74	
資金不足比率の算定範		用企	事業以外宅地造成	下水道事業	110, 800	104, 162	119, 778	119, 650	92, 103
亜不足比率の算定範		用企業	宅地造成事業	下水道事業 農業集落排水事業	110, 800 21, 549	104, 162 26, 159	119, 778 24, 862	119, 650 23, 505	92, 103 23, 116
亜不足比率の算定範		用企業 法	事業以外 宅地造成事業 宅地造成	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業	110, 800 21, 549 23, 523	104, 162 26, 159 18, 576	119, 778 24, 862 8, 414	119, 650 23, 505 2, 265	92, 103 23, 116 10, 741
亜不足比率の算定範		用企業 法非	宅地造成事業	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691	71 92, 103 23, 116 10, 741 14, 856 13, 410
亜不足比率の算定範		用企業法非適	事業以外 宅地造成事業 宅地造成	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業	110, 800 21, 549 23, 523	104, 162 26, 159 18, 576	119, 778 24, 862 8, 414	119, 650 23, 505 2, 265	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856
亜不足比率の算定範		用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成事業 宅地造成	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856
亜不足比率の算定範		用企業 法非適用	事業以外 宅地造成事業 宅地造成	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856
亜不足比率の算定範		用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成事業 宅地造成	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業 地方卸売市場事業	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278 5, 068	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220 7, 644	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856
亜不足比率の算定範		用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業 地方卸売市場事業	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278 5, 068	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220 7, 644	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856
亜不足比率の算定範		用企業 法非適用企	事業以外 宅地進 宅地進以外 宅地進成 宅地造成	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業 地方卸売市場事業	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278 5, 068	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220 7, 644	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856
亜不足比率の算定範		用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業 地方卸売市場事業 産業団地整備事業特別会計	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163 6, 362	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278 5, 068	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220 7, 644	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691 10, 728	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856 13, 410
亜不足比率の算定範		用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業 地方卸売市場事業 産業団地整備事業特別会計	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163 6, 362	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278 5, 068 0	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220 7, 644 0	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691 10, 728	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856 13, 410
亜不足比率の算定範		用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業 地方卸売市場事業 産業団地整備事業特別会計 合計(2)	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163 6, 362	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278 5, 068	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220 7, 644 0	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691 10, 728	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856 13, 410
資金不足比率の算定範囲(会計別)		用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	下水道事業 農業集落排水事業 特定地域生活排水処理事業 中央卸売市場事業 地方卸売市場事業 産業団地整備事業特別会計	110, 800 21, 549 23, 523 11, 163 6, 362	104, 162 26, 159 18, 576 12, 278 5, 068 0 0 8, 580, 978 62, 554, 206	119, 778 24, 862 8, 414 17, 220 7, 644  0 6, 417, 189 63, 506, 951	119, 650 23, 505 2, 265 17, 691 10, 728 - 5, 189, 804 65, 790, 799	92, 103 23, 116 10, 741 14, 856 13, 410

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(12. 83%) (13. 71%) (10. 10%) (7. 88%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

5 直方市

# ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

_	_								(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				一般会計	7, 172	8, 747	9, 909	463, 954	637, 563
実				同和地区住宅資金貸付事業特別会計	373	230	373	297	198
質				19160年在6次至共17年末1937年前	070	200	070	201	100
赤		én.	±0. ∧ =1						
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			•	合 計 (1)	7, 545	8, 977	10, 282	464, 251	637, 761
囲				標準財政規模	12, 196, 789	12, 303, 259		12, 825, 331	12, 830, 050
			車	質赤字比率(%)					
				(黒字の比率(%))	(0. 06%)	(0. 07%)	(0. 08%)	(3. 61%)	(4. 97%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				国民健康保険特別会計	<b>▲</b> 265, 431	<b>▲</b> 87, 389	105, 430	44, 050	<b>▲</b> 66, 184
				介護保険特別会計(保険事業勘定)	62, 500	108, 201	43, 237	22, 269	10, 102
			A =1 A+	力 護 体 険 行 別 会 前 ( 体 険 争 未 動 た ) 介 護 保 険 特 別 会 計 ( 介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定 )	02, 300	224	2, 758	5, 846	7, 863
			会計等以	後期高齢者医療特別会計	_				
			特別会計		- 50 405	12, 653	16, 815	13, 518	16, 312
	<b>.</b>	のつ	ち公営企	老人保健特別会計	▲ 50, 485	0	81	0	_
	連		係る特別						
	結		以外の会						
	美	計							
	貨士								
	実質赤字								
$\Box$	子				I	20	金不足・剰気	Z-\$-E	
	比率		A :	1.2 / N. # A. # A. = 1.					
					一带 出几年 年	では20年中	TO 001 00 00	がみの左手	ではり2年中
	<b>Φ</b>	-	一	計名 (公営企業会計) 	平成19年度	平成20年度			平成23年度
	の		会	水道事業会計	<b>平成19年度</b> 1, 398, 429	<b>平成20年度</b> 1, 434, 441	<b>平成21年度</b> 1, 459, 823	<b>平成22年度</b> 1,570,134	<b>平成23年度</b> 1, 596, 711
	の算		会						
資	の算	法							
資金	の算定範	適	宅地造成						
資金不	の算	適用							
資金不足	の算定範	適用企	宅地造成						
資金不足比	の算定範	適用	宅地造成						
率	の算定範	適用企	宅地造成事業以外						
率の	の算定範	適用企	宅地造成						
率の	の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	1, 398, 429	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134	1, 596, 711
率の	の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	1, 398, 429	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134	1, 596, 711
率の算定範	の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	1, 398, 429	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134	1, 596, 711
率の	の算定範	適用企業	宅地造成事業以外 宅地造成	水道事業会計	1, 398, 429	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134	1, 596, 711
率の算定範囲(	の算定範	適用企業 法	宅地造成外 定地業 定地業 造成	水道事業会計	1, 398, 429	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134	1, 596, 711
率の算定範囲(	の算定範	適用企業 法非	宅地造成事業以外 宅地造成	水道事業会計	1, 398, 429	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134	1, 596, 711
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適	宅地造成外 定地業 定地業 造成	水道事業会計	1, 398, 429	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134	1, 596, 711
率の算定範囲(	の算定範	適用企業 法非適用	宅地造成外 定地業 定地業 造成	水道事業会計	1, 398, 429	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134	1, 596, 711
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅地造成外 定地業 定地業 造成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計  農業集落排水事業特別会計	1, 398, 429 1, 027 497	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134 502 480	1, 596, 711 499 443
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計	1, 398, 429	1, 434, 441	1, 459, 823	1, 570, 134	1, 596, 711
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅地造成外 定地業 定地業 造成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計  農業集落排水事業特別会計	1, 398, 429 1, 027 497	742 508	1, 459, 823 319 482	1, 570, 134 502 480	1, 596, 711 499 443
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計  農業集落排水事業特別会計	1, 398, 429 1, 027 497	742 508	1, 459, 823 319 482	1, 570, 134 502 480	1, 596, 711 499 443
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 电	水道事業会計  公共下水道事業特別会計  農業集落排水事業特別会計	1, 398, 429 1, 027 497	742 508	1, 459, 823 319 482	1, 570, 134 502 480	1, 596, 711 499 443
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計  農業集落排水事業特別会計  上頓野産業団地造成事業特別会計	1, 398, 429 1, 027 497	742 508	319 482	502 480	1, 596, 711 499 443
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計  上頓野産業団地造成事業特別会計	1, 398, 429 1, 027 497	742 508	1, 459, 823 319 482 0 1, 639, 227	1, 570, 134 502 480	1, 596, 711 499 443
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計  農業集落排水事業特別会計  上頓野産業団地造成事業特別会計	1, 398, 429 1, 027 497	742 508	319 482	502 480	1, 596, 711 499 443
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計  上頓野産業団地造成事業特別会計  合 計 (2)	1, 398, 429 1, 027 497 0 1, 154, 082	742 508	1, 459, 823 319 482 0 1, 639, 227	1, 570, 134 502 480 0 2, 121, 050	1, 596, 711 499 443 0 2, 203, 507
率の算定範囲(会計	の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計  上頓野産業団地造成事業特別会計	1, 398, 429 1, 027 497 0 1, 154, 082	742 508	1, 459, 823 319 482 0 1, 639, 227	1, 570, 134 502 480 0 2, 121, 050	1, 596, 711 499 443 0 2, 203, 507

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実
質
赤
字
比
率
の
算
定
範
囲

結 実質 赤 率 ഗ 算 定

囲

金不足比率の

算定 範 囲

会 計 別

							(単位:千円)
					実質収支額		
		会計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		一般会計	608, 521	838, 694	1, 223, 292	1, 574, 271	1, 506, 387
		学校給食事業特別会計	12, 362	12, 260	12, 164	24, 749	24, 895
l —		住宅新築資金等貸付特別会計	16, 893	11, 943	8, 276	4, 929	429
般	一般会計	汚水処理事業特別会計	353	1, 207	2, 915	1, 551	724
会	等に属す	養護老人ホーム運営事業特別会計	0	1	-	_	_
計	る特別会						
等	計						
	•	合 計 (1)	638, 129	864, 104	1, 246, 647	1, 605, 500	1, 532, 435
		標準財政規模	31, 041, 622	31, 082, 580	31, 921, 563	32, 842, 970	32, 710, 141
	実	!質赤字比率(%)		_			
		(黒字の比率(%))	(2. 05%)	(2. 78%)	(3. 90%)	(4. 88%)	(4. 68%)
	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		国民健康保険特別会計	345, 110	755, 255	451, 897	275, 059	47, 453
		介護保険特別会計保険事業勘定	219, 954	294, 743	125, 291	56, 267	11, 580
— #R	会計等以	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	116	166	114	139	101
外の	特別会計	後期高齢者医療特別会計	_	8, 663	5, 241	29, 634	32, 433
のう	ち公営企	老人保健特別会計	<b>284</b> , 795	<b>▲</b> 25, 489	1, 872	283	_
	係る特別	介護サービス事業特別会計	10, 452	5, 420	383	3, 535	4, 591
	以外の会	駐車場事業特別会計	113	77	0	184	157
計		小型自動車競走事業特別会計	<b>▲</b> 605, 046	<b>▲</b> 601, 043	<b>▲</b> 603, 711	<b>▲</b> 620, 261	<b>▲</b> 745, 199
				資	金不足・剰余	余額	
		-1 & / N AL A AL A -1 \					

					[金小足・刺え	<b>F観</b>	
	会	<b>计名(公営企業会計</b> )	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		水道事業会計	1, 674, 785	1, 302, 481	1, 373, 802	1, 540, 475	1, 610, 879
	宅地造成 事業以外	産炭地域小水系用水道事業会計	4, 794	4, 482	2, 533	1, 751	3, 477
法		飯塚市立病院事業会計	_	856	1, 237	1, 723	2, 277
適		下水道事業会計	443, 865	519, 663	592, 200	592, 464	569, 551
用	于未从汀	飯塚市立頴田病院事業会計	103, 090	0	_	_	-
法適用企業							
莱							
	宅地造成						
	事業						
		地方卸売市場事業特別会計	131	153	1	168	138
		農業集落排水事業特別会計	66	146	105	98	82
法	宅地造成						
非	事業以外						
法非適用企業							
用							
企							
耒		工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成						
	事業						

合 計 (2)	2, 550, 764	3, 129, 677	3, 197, 612	3, 487, 019	3, 069, 955
標準財政規模	31, 041, 622	31, 082, 580	31, 921, 563	32, 842, 970	32, 710, 141
連結実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
(黒字の比率(%))	(8. 21%)	(10. 06%)	(10. 01%)	(10, 61%)	(9. 38%)

- 一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業: 地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

7 田川市

## ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

									(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名		平成20年度	平成21年度		平成23年度
<u> </u>				一般会計	175, 233	319, 645	379, 344	474, 955	857, 908
実				急患医療特別会計	22, 004	19, 573	42, 568	33, 605	33, 035
質赤		<b> </b> —		住宅新築資金等貸付特別会計	39, 668	27, 329	57, 646	64, 491	58, 339
字		般	一般会計	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	0	0	0	493
此		会	等に属す						
率		計	る特別会						
o		等	計						
算定									
範			•	合 計 (1)	236, 905	366, 547	479, 558	573, 051	949, 775
囲				標準財政規模	12, 673, 867	12, 589, 103	12, 970, 290	13, 099, 230	13, 040, 755
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(1. 86%)	(2. 91%)	(3. 69%)	(4. 37%)	(7. 28%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度		平成21年度		平成23年度
				国民健康保険特別会計	472, 812	465, 216	286, 190	150, 586	85, 671
				後期高齢者医療特別会計	-	15, 651	5, 760	4, 438	5, 097
			会計等以	老人保健特別会計	<b>▲</b> 79, 558	<b>▲</b> 9, 556	5, 117	0	_
		外の	特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	実質	計							
	貝赤								
	赤字								
						*An		- A-E	
П	比					負	金不足・剰余	<b>ド観</b>	
	比率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度		一金个足・刺え 平成21年度		平成23年度
	率の		会i	<b>計名(公営企業会計)</b>  水道事業会計	<b>平成19年度</b> 313, 710	平成20年度			<b>平成23年度</b> 552, 182
	率の算		会			平成20年度	平成21年度	平成22年度	
資	率の算	法		水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280,681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
資金	率の算	法適	宅地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280,681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
資金不	率の	適用		水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280,681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
資金不足	率の算	適用企	宅地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280,681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
資金不足比	率の算	適用	宅地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280,681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
資金不足比率の	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280,681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
資金不足比率の質	率の算	適用企	宅地造成事業以外	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280,681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
資金不足比率の算定	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
資金不足比率の算定節	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲	率の算	適用企業 法	宅地造成外 定地業 定地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲	率の算	適用企業 法非	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適	宅地造成外 定地業 定地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲	率の算	適用企業 法非適用	宅地造成外 定地業 定地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅地造成外 定地業 定地造成	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 化 成外 成 成外 成 成外 成 成外 成 成外	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 化 成外 成 成外 成 成外 成 成外 成 成外	水道事業会計	313, 710	<b>平成20年度</b> 280, 681	<b>平成21年度</b> 359,889	<b>平成22年度</b> 682, 197	552, 182
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	病院事業会計病院事業会計	313, 710 231, 611	平成20年度 280, 681 ▲ 143, 726	<b>平成21年度</b> 359, 889 ▲ 208, 905	<b>平成22年度</b> 682, 197 ▲ 158	552, 182 232, 621
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 病院事業会計	313, 710 231, 611	<b>平成20年度</b> 280, 681  ▲ 143, 726	<b>平成21年度</b> 359, 889 ▲ 208, 905	平成22年度 682, 197 ▲ 158	552, 182 232, 621
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 病院事業会計	313, 710 231, 611	平成20年度 280, 681 ▲ 143, 726	<b>平成21年度</b> 359, 889 ▲ 208, 905	<b>平成22年度</b> 682, 197 ▲ 158	552, 182 232, 621
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 病院事業会計	313, 710 231, 611	<b>平成20年度</b> 280, 681  ▲ 143, 726	<b>平成21年度</b> 359, 889 ▲ 208, 905	平成22年度 682, 197 ▲ 158	552, 182 232, 621

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

8 柳川市

# ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

		_							(単位:千円)
							実質収支額	_	
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				一般会計	343, 515		895, 041	835, 992	1, 209, 861
実				住宅新築資金等特別会計	1, 063	1, 379	2, 693	3, 140	3, 467
質				公共用地先行取得等特別会計	0		0		0, 107
赤		én.	ån. ∧ =1	五八川地元川東南南州五川	0	U	U	U	U
字		般	一般会計						
比		会計	等に属す						
率		等	る特別会 計						
の		ज	AT						
算									
定範									
車			•	合計 (1)	344, 578	357, 112	897, 734	839, 132	1, 213, 328
囲				標準財政規模	15, 938, 536	15, 946, 401	16, 514, 996	17, 130, 412	17, 035, 288
			事	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(2. 16%)	(2. 23%)	(5. 43%)	(4. 89%)	(7. 12%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成23年度
				国民健康保険特別会計	153, 064	17, 651	67, 425	8, 907	9, 132
				老人保健特別会計	<b>1</b> 136, 968	<b>2</b> 7, 281	▲ 835	0	_
		\$0	会計等以	後期高齢者医療特別会計	_	10, 979	3, 683	2, 512	4, 622
			特別会計			,	,	,	,
		0 5	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結	会計	以外の会						
	実	計"	120102						
	質	"							
	赤								
	赤字								
	比						[金不足・剰余		
	率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度		平成22年度	平成23年度
	の			水道事業会計	1, 282, 436	1, 317, 548	1, 205, 034	1, 329, 384	1, 430, 618
	算								
咨	定範囲	法							
金	軋	適	宅地造成						
常	囲	第	事業以外						
定		企							
比		業							
資金不足比率の			宅地造成						
の			事業						
算		-	チホ	下水道事業特別会計	32, 043	21, 574	65, 094	92, 674	77, 237
算定範				1`小坦尹未付別云訂	32, 043	Z1, 3/4	ან, 094	92, 074	11, 231
					1				
囲			المال والم						
		法	宅地造成						
会 計 別		非	事業以外						
計		適			1				
別		用企							
$\smile$		企							
		業							
			宅地造成						
			事業						
			-	合 計 (2)	1, 675, 153		2, 238, 135		2, 734, 937
				標準財政規模	15, 938, 536	15, 946, 401	16, 514, 996	17, 130, 412	17, 035, 288
			連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(10. 51%)	(10. 64%)	(13. 55%)	(13. 26%)	(16. 05%)
				/WK 1 4/201 / / /	(10.01/0)	(10.07/0/	(10.00/0/	(10. 20/0/	(10.00/0/

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

9 八女市

# ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

									(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実				一般会計	1, 024, 830	1, 275, 681	1, 461, 860	1, 698, 159	1, 638, 697
質				住宅新築資金等貸付事業費特別会計	<b>▲</b> 116, 110	<b>127, 705</b>	<b>1</b> 47, 492	<b>▲</b> 145, 655	<b>▲</b> 144, 886
赤		<b> </b> -		矢部診療所特別会計	887	467	1, 989	6, 894	10, 493
字		般	一般会計	グリーンピアハ女特別会計	4, 746	5, 666	0	_	_
比		会	等に属す	専用水道	7, 237	0	_	_	_
率		計等	る特別会 計						
の		77	ΠI.						
算完									
定範				 合 計 (1)	921, 590	1, 154, 109	1, 316, 357	1, 559, 398	1, 504, 304
囲				□	20, 925, 827	20, 912, 421	21, 285, 303	22, 790, 351	22, 274, 125
			ф	Pr. 1 1111111111111111111111111111111111	20, 925, 627	20, 912, 421	21, 200, 303	22, 790, 331	22, 274, 120
				質赤字比率(%)	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	— 
				(黒字の比率(%))	(4. 40%)	(5. 51%)	(6. 18%)	(6. 84%)	(6. 75%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				国民健康保険事業費特別会計	409, 199	<b>▲</b> 11,897	<b>▲</b> 268, 312	<b>▲</b> 137, 584	51, 151
				老人保健特別会計	▲ 96, 984	24, 924	398	0	_
		一般	会計等以	介護保険事業費特別会計	149, 553	164, 266	226, 859	259, 901	131, 634
		外の	特別会計	後期高齢者医療特別会計	_	30, 889	8, 027	14, 430	13, 834
	油	一歩っ	ち公営企 孫る特別						
	連結	未に	・味る付別・以外の会						
	実	計"	2011-02						
	実質								
	赤字								
П	上					省	金不足・剰気	<b>冷額</b>	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度		平成21年度		平成23年度
	の			水道事業会計	796, 594	768, 958	835, 762	995, 572	1, 095, 687
	算				,	,	,	,	
資	华	法	<b>宁州</b> 华武						
資 金	定範囲	法適	宅地造成 車業以外						
資金不	<b>上範囲</b>	用	宅地造成 事業以外						
資金不足以	<b>上範囲</b>	用企							
資金不足比率	<b>上範囲</b>	用	事業以外						
率 の	<b>走範囲</b>	用企	事業以外 宅地造成						
率 の	<b>上範囲</b>	用企	事業以外	簡易水道事業費特別会計	20.885	22 270	17 308	12 080	11 627
率 の	<b>上範囲</b>	用企	事業以外 宅地造成	簡易水道事業費特別会計下水道事業特別会計	20, 885	22, 270	17, 398	12, 089 18, 645	11, 627 15, 172
率の算定範	<b>上範囲</b>	用企	事業以外 宅地造成	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499	18, 645	15, 172
率 の	<b>上範囲</b>	用企業	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成					18, 645	
率の算定範囲(	<b>华範囲</b>	用企業 法	事業以外 宅地造成	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499	18, 645	15, 172
率の算定範囲(会計	<b>华範囲</b>	用企業 法非適	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499	18, 645	15, 172
率の算定範囲(	<b>쌷範囲</b>	用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499	18, 645	15, 172
率の算定範囲(会計	<b>足範囲</b>	用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499	18, 645	15, 172
率の算定範囲(会計	<b>华範囲</b>	用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499	18, 645	15, 172
率の算定範囲(会計	<b>足範囲</b>	用企業 法非適用企	事業以外 成 造 造 送 造 送 造 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499	18, 645	15, 172
率の算定範囲(会計	<b>足範囲</b>	用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499	18, 645	15, 172
率の算定範囲(会計	<b>是範囲</b>	用企業 法非適用企	事業以外 成 造 造 送 造 送 造 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499	18, 645	15, 172
率の算定範囲(会計	<b>是範囲</b>	用企業 法非適用企	事業以外 成 造 造以 成 外 走 業 地業 地業	下水道事業特別会計	21, 062	20, 101	28, 499 1, 540	18, 645 2, 312	15, 172
率の算定範囲(会計	<b>是範囲</b>	用企業 法非適用企	事業以外 成 造 造以 成 外 走 業 地業 地業	下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	21, 062 565	20, 101	28, 499 1, 540	18, 645 2, 312	15, 172 2, 734
率の算定範囲(会計	<b>是範囲</b>	用企業 法非適用企	事 宅事 宅事 宅事	下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	21, 062 565 2, 222, 464	20, 101 680	28, 499 1, 540 2, 166, 528	18, 645 2, 312	15, 172 2, 734 2, 826, 143

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(10. 62%)

(10.39%)

(10. 17%)

(11.95%)

(12.68%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

_									(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
_				一般会計	379, 281	801, 627	562, 611	581, 640	949, 345
実				住宅新築資金等貸付特別会計	<b>▲</b> 79, 856	<b>▲</b> 83, 052	<b>▲</b> 64, 697	<b>▲</b> 58, 858	<b>▲</b> 57, 940
質		l _		地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計					0
赤		般	一般会計						
字		会	等に属す						
比		計	る特別会						
率		等	計						
の質		"	H 1						
算定									
範				<u> </u>	000 405	740 575	407.014	500 700	001 105
押			,	合 <u>計</u> (1)	299, 425	718, 575	497, 914	522, 782	891, 405
1211				標準財政規模	9, 470, 638	9, 447, 903	9, 621, 783	9, 964, 288	10, 113, 291
			美	!質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				· (黒字の比率(%))	(3. 16%)	(7. 60%)	(5. 17%)	(5. 24%)	(8. 81%)
						,			
			云訂石(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				国民健康保険特別会計	<b>▲</b> 41, 996	36, 451	101, 174	37, 128	31, 674
				介護保険特別会計 (保険事業勘定)	97, 809	124, 133	23, 558	39, 432	23, 459
			会計等以	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	170	5, 456	6, 385	6, 481	6, 496
			特別会計	後期高齢者医療特別会計	_	7, 080	18, 824	13, 828	17, 155
			ち公営企	老人保健特別会計	▲ 35, 998	11, 582	9, 087	0	_
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	実	計							
	質土								
	赤字								
П	比					省	金不足・剰余	<u>-</u>	1
	率		슾	計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度			平成23年度
	の			水道事業会計	1 267 385	1 534 760	1 608 317	1 ጸበ5 በጸበ	1 672 721
	の算			水道事業会計	1, 267, 385	1, 534, 760	1, 608, 317	1, 805, 080	1, 672, 721 –
	算			水道事業会計 病院事業会計	1, 267, 385 2, 737, 889	1, 534, 760 2, 612, 185	1, 608, 317 2, 723, 813	1, 805, 080 2, 754, 757	1, 672, 721 
資	算定範	法	宅地造成						1, 672, 721 
資金五		適	宅地造成 事業以外						1, 672, 721 
資金不足	算定範	適用							1, 672, 721
資金不足比	算定範	適用企							1, 672, 721
資金不足比率	算定範	適用	事業以外						1, 672, 721
率	算定範	適用企	事業以外宅地造成						1, 672, 721
率 の	算定範	適用企	事業以外	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率 の	算定範	適用企	事業以外宅地造成						1, 672, 721
率 の	算定範	適用企	事業以外宅地造成	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率	算定範	適用企	事業以外 宅地造成 事業	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲	算定範	適用企業 法	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲	算定範	適用企業 法非	事業以外 宅地造成 事業	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲	算定範	適用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 宅業 宅地造成	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地進成 定地進成 成 事業 名 名 名 名 名 名 名 名 名 人 る の の の の の の の の の の の の の の の の の の	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 成 造 造 以 造 造 以 造 造 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	病院事業会計	2, 737, 889	2, 612, 185	2, 723, 813	2, 754, 757	-
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 成 造 造以 造 造以 造 造 成 が よ き は よ き は よ り は り し れ ま り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ	下水道事業特別会計	2, 737, 889	12, 692	9, 301	2, 754, 757	1, 856
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事業以外 成 造 造以 造 造以 造 造 成 が よ き は よ き は よ り は り し れ ま り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ	病院事業会計 下水道事業特別会計 合計(2)	101, 371	2, 612, 185 12, 692 5, 062, 914	9, 301 4, 998, 373	2, 754, 757	1, 856
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事 宅事 宅事 宅事	病院事業会計  下水道事業特別会計  合計(2)  標準財政規模	2, 737, 889	12, 692	9, 301	2, 754, 757	1, 856
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事 宅事 宅事 宅事	病院事業会計  下水道事業特別会計  合計(2)  標準財政規模	101, 371	2, 612, 185 12, 692 5, 062, 914	9, 301 4, 998, 373	2, 754, 757	1, 856
率の算定範囲(会計	算定範	適用企業 法非適用企	事 宅事 宅事 宅事 宅事 老事	病院事業会計 下水道事業特別会計 合計(2)	101, 371	2, 612, 185 12, 692 5, 062, 914	9, 301 4, 998, 373	2, 754, 757	1, 856

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

		_							(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名	平成19年度			平成22年度	平成23年度
実				一般会計	78, 638	81, 315	197, 769	724, 580	952, 420
質赤		_							
字		般会	一般会計 等に属す						
輕		計等	る特別会 計						
の 算		7	RI						
定節			<u> </u>	合 計 (1)	78, 638	81, 315	197, 769	724, 580	952, 42
Ħ				□ <u>□  □                               </u>	7, 658, 480		7, 849, 900	8, 117, 671	8, 025, 44
Ш				質赤字比率(%)		_	_	_	
				(黒字の比率(%))	(1. 02%)	(1.06%)	(2. 51%)	(8. 92%)	(11. 86%)
			会計名(公	<b>営事業会計:除く公営企業)</b> 国民健康保険事業	<b>平成19年度</b> 6,322		<b>平成21年度</b> 59,481	平成22年度 30,936	<b>平成23年度</b> 22, 18
				介護保険事業	23, 690		60, 550	38, 634	11, 41
		一般	会計等以	後期高齢者医療事業	- - 72 200	2, 054 <b>A</b> 3, 359	2, 010	1, 710 0	1, 33
		外の  のう	特別会計 ち公営企	老人保健医療事業 介護サービス事業	<b>▲</b> 73, 398		6, 128 0	0	
j	連	業に	係る特別						
5	結実質	計	以外の会		+				
1	質赤								
_ l	赤字:					•	A = 0 = 514	N 447	
	比率		△÷	計名(公営企業会計)	 平成19年度		では で成21年度		平成23年度
	の		<u> </u>	上水道事業	1,070,305		1, 162, 183	十成22千度 1, 205, 757	<u> </u>
	算定								
	定範囲	法適	宅地造成						
֓֞֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֡֓֓֡֓֡֓֡֓֓֡֓֡֓֡֡֡֓֡֡֡֡	<u>#</u>	用	事業以外						
登金 下足 比率		企業							
<b>軽</b> D			宅地造成						
章			事業	下水道事業	26	72	45	212	
囲		    法	宅地造成						
· 会 計 引		非	事業以外						
引		適用			+				
-		用企業							
		未	宅地造成						
			事業						
4									
			•	合計(2)	1, 105, 583				2, 220, 11
			連結	標準財政規模 実質赤字比率(%)	7, 658, 480	7, 654, 059 —	7, 849, 900 —	8, 117, 671 —	8, 025, 44 —
			스트 키니	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~					

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(14. 43%)

(17. 31%)

(18. 95%)

(24.66%)

(27.66%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(3.58%)

								(単位:千円)
						実質収支額		
			会 計 名	平成19年度	平成20年度		平成22年度	平成23年度
			一般会計	129, 134		151, 911	266, 762	267, 81
	<b> </b> _		住宅新築資金等貸付事業会計	31, 903	13, 504	30, 257	23, 042	14, 66
	般	一般会計						
	会計	等に属する特別会						
	等	計						
		,	合 計 (1)	161, 037	171, 274	182, 168	289, 804	282, 47
			標準財政規模	12, 541, 176	12, 526, 876	12, 927, 599	13, 272, 159	13, 260, 48
			質赤字比率(%)	_	_	_	_	<b>—</b>
		-	(黒字の比率(%))	(1. 28%)	(1. 36%)	(1. 40%)	(2. 18%)	(2. 13%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度		平成22年度	平成23年度
			国民健康保険特別会計		<b>1</b> , 039, 415			<b>1</b> , 003, 90
			老人保健特別会計	<b>▲</b> 97, 569	6, 603	12, 454	0	1 70
	一般	会計等以	介護認定特別会計 介護保険(保険事業勘定)会計	386, 581	6, 218 245, 348	6, 041 97, 427	1, 969 85, 690	1, 78 3, 78
	外の	特別会計 ち公営企	介護保険(サービス事業勘定)会計	6, 412	3, 973	529	558	1, 41
車	業に	係る特別	後期高齢者医療特別会計	0,412	12, 000	12, 401	13, 169	10, 98
吉	会計	以外の会	区为问题 日色凉刊加五日		12, 000	12, 401	10, 100	10, 30
	計							
卡								
字比					資	金不足・剰気	· 額	
率		会	<b>計名(公営企業会計</b> )	平成19年度	平成20年度			平成23年度
か 算			水道事業会計	690, 044	887, 014	1, 010, 051	962, 376	1, 129, 07
E E	<u>+</u>							
Ē	法適	宅地造成 事業以外						
₽	用	尹未以71						
	企業							
	*	宅地造成						
		事業						
			公共下水道事業会計	65, 696 1, 408		47, 020 1, 209	79, 838	46, 12 52
	1		地方卸売市場会計 農業集落排水事業会計	1, 408 8, 330			1, 995 533	2, 48
	法	宅地造成	辰未未冷排小争未云司	0, 330	3, 500	1, 200	000	2, 40
	非	事業以外						
	適							
	適用企							
	業							
		宅地造成						
		事業						
			合 計 (2)	123, 084	336, 245	91, 960	508, 143	474, 75
			<u>□                                </u>	12, 541, 176		12, 927, 599	13, 272, 159	13, 260, 48
		連結	実質赤字比率(%)	_	_	_	_	_

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(0.98%)

(2.68%)

(0.71%)

(3.82%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

								(単位:千円)
						実質収支額		
			会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成23年度
			一般会計	115, 788	137, 083	143, 529	160, 995	216, 665
			住宅新築資金等貸付事業特別会計	<b>▲</b> 34, 104	▲ 36, 400	<b>▲</b> 34, 382	▲ 33,688	<b>▲</b> 32, 309
	<u> </u>		公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
	般	一般会計	市営駐車場事業特別会計	8, 042	8, 540	631	1, 868	1, 912
	会	等に属す	バス事業特別会計	<b>▲</b> 16, 769	<b>▲</b> 19,824	0	0	(
	計等	る特別会 計						
	1 4	ΠI.						
	-			72, 957	89, 399	109, 778	129, 175	186, 268
			<u>□</u> 標準財政規模	6, 642, 660	6, 634, 679	6, 820, 207	6, 930, 543	6, 953, 320
		ф		0, 042, 000	0, 034, 079	0, 620, 207	0, 930, 543	0, 955, 52
			質赤字比率(%)		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>
			〔黒字の比率(%))	(1.09%)	(1. 34%)	(1. 60%)	(1. 86%)	(2. 67%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			国民健康保険事業特別会計	365, 458	455, 531	439, 218	285, 717	319, 849
			後期高齢者医療事業特別会計	_	6, 601	9, 704	10, 142	11, 81
	一般	会計等以	老人保健特別会計	<b>▲</b> 79, 034	<b>▲</b> 3, 768	1, 623	0	
	外の	特別会計						
\±	一のう	ち公営企						
連結	表に	:係る特別 ·以外の会						
主	計	及がい五						
実質	*'							
赤								
字					265	金不足・剰余	<u>&gt;</u> #85	
比率		스i	計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成23年度
<sub>o</sub>			水道事業会計			144, 222	146, 232	
				101 4/8	110 /8.5		140 /.)/	14/49
算				101, 478 31, 274	110, 783 37, 150			
算定	l ±		東部地区工業用水道事業会計	31, 274	37, 150	44, 581	51, 895	57, 71
定範	法適	宅地造成	東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計		37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
算定範囲	法適用	宅地造成 事業以外	東部地区工業用水道事業会計		37, 150	44, 581	51, 895	57, 71 266, 48
定範	用企		東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計		37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用		東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計		37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企	事業以外 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計		37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企	事業以外	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
定範	用企	事業以外 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企	事業以外 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企業	宅地造成事業	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企業 法	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企業 法非	宅地造成事業	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企業 法非適	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 71 266, 48
定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅地進 宅地業 宅地業 宅地進 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 の 成 の の の の	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅事業 宅事業 造成外 定事業 定事業 定事業	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計 公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274 - - - 61, 209 7, 066	37, 150 121, 613 6, 956	44, 581 164, 235 12, 972	51, 895 209, 227 15, 460	57, 717 266, 485 20, 415
定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅事業 宅事業 造成外 定事業 定事業 定事業	東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計 会共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	31, 274 - - - 61, 209 7, 066	37, 150 121, 613 6, 956	44, 581 164, 235 12, 972	51, 895 209, 227 15, 460	57, 717 266, 485 20, 415
定範	用企業 法非適用企	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計 公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274 - - - 61, 209 7, 066	37, 150 121, 613 6, 956	44, 581 164, 235 12, 972	51, 895 209, 227 15, 460	1, 005, 047 6, 953, 326

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(8.43%)

(12. 42%)

(13. 58%)

(12. 23%)

(14.45%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

14 中間市

## ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

_	_								(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名		平成20年度	平成21年度		平成23年度
<u> </u>				一般会計	692, 728	650, 766	637, 275	672, 673	719, 758
実				公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
質土		<b>I</b> —		住宅新築資金等特別会計	<b>▲</b> 616, 258	<b>▲</b> 615, 738	<b>▲</b> 612, 820	<b>▲</b> 601, 977	<b>▲</b> 580, 870
赤字		般	一般会計	地域下水道事業特別会計	5, 628	3, 303	3, 979	5, 756	2, 942
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算定									
範			<u> </u>	合 計 (1)	82. 098	38, 331	28, 434	76, 452	141, 830
囲				<del>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </del>	9, 136, 893	9, 112, 820	9, 289, 423	9, 590, 562	9, 455, 006
					9, 130, 093	9, 112, 020	9, 209, 423	9, 390, 302	9, 433, 000
				.質赤字比率(%) 					
			1	(黒字の比率(%))	(0. 89%)	(0. 42%)	(0. 30%)	(0. 79%)	(1. 50%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				特別会計国民健康保険事業	<b>▲</b> 765, 907	<b>▲</b> 755, 487	<b>▲</b> 732, 945	<b>▲</b> 933, 902	<b>▲</b> 1, 121, 096
				介護保険事業特別会計	60, 247	78, 006	48, 604	59, 765	20, 676
		én.	A =1 A+1 N	後期高齢者医療事業特別会計	- 00, 247	11, 897	435	486	1, 142
			会計等以	老人保健事業特別会計	44, 651	10, 619	461	2, 744	1, 142
		外の	特別会計	<b>七八休姓争未行</b> 加云司	44, 001	10, 019	401	2, 744	
	\±	一歩っ	ち公営企						
	連	(未) (소)	係る特別以外の会						
	結実	조리  計	以がい云						
	実質	P							
	赤								
	赤字	Ь_							
	比					~	[金不足・剰余	<b>&gt;</b> 麺	
						<i>_</i>	(TATALL VC 44)	IN TERR.	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度		平成21年度		平成23年度
	率の		会	<b>計名(公営企業会計</b> ) │水道事業	<b>平成19年度</b> 1, 140, 187		平成21年度		
	率の算		会			平成20年度	平成21年度	平成22年度	<b>平成23年度</b> 1,614,610 29,756
咨	率の算	法		水道事業	1, 140, 187	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165	<b>平成21年度</b> 1,357,555	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116	1, 614, 610
資金	率の算	法適	宅地造成	水道事業	1, 140, 187	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165	<b>平成21年度</b> 1,357,555	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116	1, 614, 610
資金不	率の	適		水道事業	1, 140, 187	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165	<b>平成21年度</b> 1,357,555	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116	1, 614, 610
資金不足	率の算	適用企	宅地造成	水道事業	1, 140, 187	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165	<b>平成21年度</b> 1,357,555	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116	1, 614, 610
資金不足比	率の算	適用	宅地造成	水道事業	1, 140, 187	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165	<b>平成21年度</b> 1,357,555	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116	1, 614, 610
資金不足比率	率の算	適用企	宅地造成事業以外	水道事業	1, 140, 187	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165	<b>平成21年度</b> 1,357,555	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116	1, 614, 610
資金不足比率の	率の算	適用企	宅地造成	水道事業	1, 140, 187	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165	<b>平成21年度</b> 1,357,555	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116	1, 614, 610
資金不足比率の算品	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
資金不足比率の算定符	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業	1, 140, 187	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165	<b>平成21年度</b> 1,357,555	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116	1, 614, 610
算 定 範	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲	率の算	適用企業	宅地造成事業以外宅地造成事業	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲	率の算	適用企業 法	宅地造成外 定地業 造成	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲	率の算	適用企業 法非	宅地造成事業以外宅地造成事業	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適	宅地造成外 定地業 造成	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲	率の算	適用企業 法非適用	宅地造成外 定地業 造成	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適	宅地造成外 定地業 造成	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	病院事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939	1, 614, 610 29, 756
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業 病院事業 公共下水道事業	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	1, 357, 555 37, 182 1, 955	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939 2, 727	1, 614, 610 29, 756
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業 病院事業 公共下水道事業	1, 140, 187 178, 014 3, 091	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915  3, 875  697, 321	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182  1, 955	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939 2, 727 2, 727	1, 614, 610 29, 756 2, 293 2, 293 689, 211
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業 病院事業 公共下水道事業 合計(2) 標準財政規模	1, 140, 187 178, 014	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915	1, 357, 555 37, 182 1, 955	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939 2, 727	1, 614, 610 29, 756
算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業 病院事業 公共下水道事業	1, 140, 187 178, 014 3, 091	<b>平成20年度</b> 1, 266, 165 43, 915  3, 875  697, 321	<b>平成21年度</b> 1, 357, 555 37, 182  1, 955	<b>平成22年度</b> 1, 476, 116 60, 939 2, 727 2, 727	1, 614, 610 29, 756 2, 293 2, 293 689, 211

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

15 小郡市

## ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

								(単位:千円)
						実質収支額		
		1	会計名	平成19年度			平成22年度	平成23年度
			一般会計	214, 536 8, 614		605, 680 9, 292	608, 109 9, 235	808, 665
	_		住宅新築資金等貸付事業特別会計	8, 614	9, 035	9, 292	9, 235	9, 299
	般	一般会計						
	会	等に属す						
	計等	る特別会 計						
	*1	I I						
		•	合 計 (1)	223, 150	542, 968	614, 972	617, 344	817, 964
		-	標準財政規模	10, 553, 126	10, 708, 335	10, 956, 466	11, 342, 128	11, 421, 016
			質赤字比率(%)	- (0.44%)	— (F. 07%)	— (F. 04%)	— (F. 440)	— (7. 40%)
4			(黒字の比率(%))	(2. 11%)	(5. 07%)	(5. 61%)	(5. 44%)	(7. 16%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度		平成21年度		平成23年度
			国民健康保険事業 老人保健事業	<b>▲</b> 280, 403 <b>▲</b> 70, 683	<b>▲</b> 623, 832 <b>▲</b> 6, 380	<b>▲</b> 527, 867 6, 601	▲ 445, 962 0	<b>▲</b> 738, 454
	<u>i</u> n	会計等以	後期高齢者医療事業	70,003	15, 161	15, 880	•	17, 227
		特別会計	介護保険事業(保険事業勘定)	179, 279	117, 335	34, 436	14, 960	19, 627
Ш	のう	ち公営企	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	952	2, 676	3, 193	6, 128	9, 632
	栗に	係る特別 以外の会						
	計	从外切五						
Ê								
<b>투</b> 같								
七						金不足・剰気		
率 の		会	計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	法	宅地造成						
	法適用	事業以外						
	用企							
	業							
		宅地造成						
		事業	マルギネザはロックラ	1 000	22.	000	1 055	
Ш			下水道事業特別会計	1, 023	904	838	1, 257	984
	法	宅地造成						
	非	事業以外						
	適用							
	企							
	業							
		宅地造成						
		事業						
				<u> </u>				
			合 <u>計(2)</u>	53, 318		148, 053		126, 980
		<b>*古</b> 4士	標準財政規模	10, 553, 126	10, 708, 335	10, 956, 466	11, 342, 128	11, 421, 016
			実質赤字比率(%)	(0 E0%)	(O 4E%)	/1 2E%		— (1 110)

#### 〇用語解説

- 一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(0. 50%)

(0. 45%) (1. 35%) (1. 85%)

(1.11%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

# ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

						実質収支額		(単位:千円)
				平成19年度	平成20年度		平成22年度	平成23年度
			一般会計	844, 973	579, 862	569, 230	794, 874	423, 156
			住宅新築資金等貸付事業特別会計	28, 143	3, 702	588	7, 271	4, 48
	l _		奨学資金貸与事業特別会計	, 0	0	0	0	82
	般	一般会計	土地取得事業特別会計	0	0	0	0	
	会	等に属す						
	計	る特別会						
)	等	計						
		,	合 計 (1)	873, 116	583, 564	569, 818	802, 145	428, 46
'			標準財政規模	17, 413, 335	17, 461, 026	17, 447, 559	18, 009, 399	18, 184, 73
			質赤字比率(%)	<u> </u>	<del>_</del>	<del></del>	<del>_</del>	<del></del>
			(黒字の比率(%))	(5. 01%)	(3. 34%)	(3. 26%)	(4. 45%)	(2. 35%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			国民健康保険事業特別会計	102, 097	56, 778	167, 120	160, 992	148, 45
			介護保険事業特別会計	39, 047	68, 315	71, 922	47, 199	51, 72
		会計等以	後期高齢者医療事業特別会計	_	21, 439	24, 671	26, 853	31, 15
		特別会計	老人保健事業特別会計	34, 067	6, 684	2, 528	51	
<b></b>	のう	ち公営企	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	0	_	_	_	
連結	美に	係る特別 以外の会						
和宝		以がい云						
質	"'							
赤								
実質赤字比	<u> </u>		l .		280			
率			計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度	金不足・剰会		平成23年度
の			水道事業会計	2, 073, 569	2, 169, 088	2, 172, 019	2, 071, 231	2, 110, 52
算			下水道事業会計	863, 909	1, 095, 200	1, 213, 265	1, 332, 122	1, 388, 469
定	法	<b>⇔₩</b> ₩##		·		,		
定範囲	適	宅地造成 事業以外						
	用	T. ~ ~ /						
	企業							
2. 範囲	<del>*</del>							
		宅地造成	•					
- 1 1		車拳						
-		事業	<b>農業集茂排水東業特別企計</b>	0	0	0	0	
		事業	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	(
		事業	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	(
	*		農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	
	法非	事業 宅地造成 事業以外	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	(
	非適	宅地造成	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	(
	非適用	宅地造成	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	(
	非適用企	宅地造成	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	(
	非適用	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	
	非適用企	宅地造成事業以外宅地造成	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	
	非適用企	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	
	非適用企	宅地造成事業以外宅地造成	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	
	非適用企	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業						
	非適用企	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業		3, 985, 805	4, 001, 068	4, 221, 343 17, 447, 559	4, 440, 593	4, 158, 790
	非適用企	宅地造成外宅地造成	合 計 (2) 標準財政規模		4, 001, 068	4, 221, 343	4, 440, 593	4, 158, 790
	非適用企	宅地造成 成 电电影 电电影 电电影 电电影 电电影 电电影 电电影 电影 电影 电影 电影	合 計 (2)	3, 985, 805	4, 001, 068	4, 221, 343	4, 440, 593	4, 158, 796 18, 184, 732 — (22, 86%)

## 〇用語解説

- 一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業: 地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

17 春日市

## ◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

一般会計   1	466, 618     716, 266       -     -       466, 618     716, 266       7, 714, 662     17, 934, 790       -     -       (2. 63%)     (3. 99%)       成22年度     平成23年度       445, 117     445, 240       0     -       43, 514     46, 852       56, 122     42, 810	年度 平成22年度 1,533 466,618 0 - 0,533 466,618 0,620 17,714,662 - 1%) (2.63%) 年度 平成22年度 3,548 445,117 329 0 5,387 43,514	450, 533 17, 220, 620 — (2. 61%) 平成21年度 293, 548	284, 147 9 284, 156 17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	326, 307 9 326, 316 17, 337, 799 — (1. 88%)	一般会計  土地取得事業特別会計  合 計 (1) 標準財政規模 質赤字比率(%)	一般会計 等に属す る特別会 計	会計
一般会計   1 地取得事業特別会計   9   9   0   0   -	466, 618     716, 266       -     -       466, 618     716, 266       7, 714, 662     17, 934, 790       -     -       (2. 63%)     (3. 99%)       成22年度     平成23年度       445, 117     445, 240       0     -       43, 514     46, 852       56, 122     42, 810	0,533 466,618 0 - 0,533 466,618 0,620 17,714,662 - (2.63%) 年度 平成22年度 3,548 445,117 329 0 6,387 43,514	450, 533 450, 533 17, 220, 620 — (2. 61%) 平成21年度 293, 548	284, 147 9 284, 156 17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	326, 307 9 326, 316 17, 337, 799 — (1. 88%)	一般会計  土地取得事業特別会計  合 計 (1) 標準財政規模 質赤字比率(%)	一般会計 等に属す る特別会 計	会計
上地取得事業特別会計   9   9   0   0   0   0   0   0   0   0	466, 618	0 — 0,533 466,618 0,620 17,714,662 — (%) (2.63%) 年度 平成22年度 3,548 445,117 329 0 6,387 43,514	450, 533 17, 220, 620 一 (2. 61%) 平成21年度 293, 548	284, 156 17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	326, 316 17, 337, 799 — (1. 88%)	土地取得事業特別会計  合 計 (1) 標準財政規模 質赤字比率(%)	一般会計 等に属す る特別会 計	会計
一般会計等に属す   一般会計   一月月月月月月月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	7,714,662 17,934,790 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	0,533 466,618 0,620 17,714,662 ———————————————————————————————————	450, 533 17, 220, 620 一 (2. 61%) 平成21年度 293, 548	284, 156 17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	326, 316 17, 337, 799 — (1. 88%)	合 計 (1) 標準財政規模 質赤字比率 (%)	一般会計 等に属す る特別会 計	会計
# (1.6)	7,714,662 17,934,790 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	7,620 17,714,662 一 (%) (2.63%) 年度 平成22年度 3,548 445,117 329 0 5,387 43,514	17, 220, 620 — (2. 61%) 平成21年度 293, 548	17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	17, 337, 799 — (1. 88%)	標準財政規模 質赤字比率(%)	等に属する特別会計	会計
# (1.6)	7,714,662 17,934,790 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	7,620 17,714,662 一 (%) (2.63%) 年度 平成22年度 3,548 445,117 329 0 5,387 43,514	17, 220, 620 — (2. 61%) 平成21年度 293, 548	17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	17, 337, 799 — (1. 88%)	標準財政規模 質赤字比率(%)	等に属する特別会計	会計
#	7,714,662 17,934,790 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	7,620 17,714,662 ———————————————————————————————————	17, 220, 620 — (2. 61%) 平成21年度 293, 548	17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	17, 337, 799 — (1. 88%)	標準財政規模 質赤字比率(%)	る特別会 計 合	計
等 計	7,714,662 17,934,790 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	7,620 17,714,662 ———————————————————————————————————	17, 220, 620 — (2. 61%) 平成21年度 293, 548	17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	17, 337, 799 — (1. 88%)	標準財政規模 質赤字比率(%)	計	等 
(1)   326,316   284,156   450,533   466,618   標準財政規模   17,337,799   17,268,017   17,220,620   17,714,662   17   実質赤字比率 (%)   (1.88%)   (1.64%)   (2.61%)   (2.63%)   (3   ※計を)   (3   ※計を)   (4   ※計を)   (4   ※計を)   (5	7,714,662 17,934,790 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	7,620 17,714,662 ———————————————————————————————————	17, 220, 620 — (2. 61%) 平成21年度 293, 548	17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	17, 337, 799 — (1. 88%)	標準財政規模 質赤字比率(%)		
標準財政規模	7,714,662 17,934,790 — ———————————————————————————————————	7,620 17,714,662 ———————————————————————————————————	17, 220, 620 — (2. 61%) 平成21年度 293, 548	17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	17, 337, 799 — (1. 88%)	標準財政規模 質赤字比率(%)		
標準財政規模	7,714,662 17,934,790 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	7,620 17,714,662 ———————————————————————————————————	17, 220, 620 — (2. 61%) 平成21年度 293, 548	17, 268, 017 — (1. <b>64%</b> )	17, 337, 799 — (1. 88%)	標準財政規模 質赤字比率(%)		
実質赤字比率 (%)   17,337,799   17,200,017   17,220,020   17,714,002   17   実質赤字比率 (%)	一     一       (2. 63%)     (3. 99%)       成22年度     平成23年度       445, 117     445, 240       0     -       43, 514     46, 852       56, 122     42, 810	一       %)     (2.63%)       年度     平成22年度       3,548     445,117       329     0       3,387     43,514	一 (2. 61%) 平成21年度 293, 548	— (1. 64%)	— (1. 88%)	質赤字比率(%)	宝管	
(黒字の比率(%))	成22年度         平成23年度           445, 117         445, 240           0         -           43, 514         46, 852           56, 122         42, 810	<b>年度 平成22年度</b> 3,548 445,117 329 0 5,387 43,514	<b>平成21年度</b> 293, 548				宝锤	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)   平成19年度   平成20年度   平成21年度   平成22年度   平成20年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成21年度   平成21年度   平成21年度   平成21年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成21年度   平成22年度   平成21年度   平成21年	成22年度         平成23年度           445, 117         445, 240           0         -           43, 514         46, 852           56, 122         42, 810	<b>年度 平成22年度</b> 3,548 445,117 329 0 5,387 43,514	<b>平成21年度</b> 293, 548			田中の山本(ハ))	~ 5	
国民健康保険事業特別会計 275,349 182,502 293,548 445,117   老人保健医療事業特別会計 100,408 3,659 329 0   一般会計等以外の特別会計 7,258 36,387 43,514	445, 117     445, 240       0     -       43, 514     46, 852       56, 122     42, 810	3, 548 445, 117 329 0 5, 387 43, 514	293, 548	平成20年度	T N	、黒子の比率(%))	( ,	
国民健康保険事業特別会計 275,349 182,502 293,548 445,117   老人保健医療事業特別会計 100,408 3,659 329 0   一般会計等以外の特別会計 7,258 36,387 43,514	445, 117     445, 240       0     -       43, 514     46, 852       56, 122     42, 810	3, 548 445, 117 329 0 5, 387 43, 514	293, 548	~	Ⅰ平成19年度		会計名(公堂	
・般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計場は     老人保健医療事業特別会計	0 – 43, 514 46, 852 56, 122 42, 810	329 0 5, 387 43, 514		182, 502				
上本の	56, 122 42, 810	6, 387 43, 514	329					
東連結果     (大の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計)     (大原の特別会計以外の会計)     (大原の表記を書きます。)     (大原の表記を書きます	56, 122 42, 810				_		l <del>-</del> 2	<u>an</u>
では、	0 -	, 504 50, 122			47, 501		AN 70 -	
会計以外の会計		0 0	0	_	-	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	ち公営企	のう
実質ホテン       資金不足・剰余額       安計名(公営企業会計)     平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成21年度 平成22年度 平成25年度								
****  ***  ***  ***  ***  ***  ***							以外の会 [	
****  ***  ***  ***  ***  ***  ***							L	酐
****  ***  ***  ***  ***  ***  ***							_	
比率     資金不足・剰余額       本の算定     下水道事業会計     平成19年度     平成20年度     平成21年度     平成22年度     平成25年度       170,544     425,159     461,838     500,761								
の算定     下水道事業会計     170, 544     425, 159     461, 838     500, 761								
算								
	500, 761 553, 459	, 838 500, 761	461, 838	425, 159	170, 544	下水道事業会計	<u> </u>	
資金     法適用       不足							<u> </u>	
金   m   m   m   m   m   m   m   m   m							宅地造成	法
		<del></del>					事業以外	週
^-							 	企
比								業
字							字地造成	
事業								
算 定 範								
囲								
							事業	
							事業 -	法
							事業	法非
							事業 -	法非適
<del>                                  </del>							事業 -	法非適用
							事業 -	法非適用企
							宅地造成事業以外	法非適用企業
宅地造成 事業							宅地造成事業以外	法非適用企業
宅地造成 事業							宅地造成事業以外	法非適用企業
事業							宅地造成事業以外	法非適用企業
事業       合計(2)       920, 118       1,004,587       1,290,219       1,512,132							宇業 宅地造成外 字地造成 早 本	法非適用企業
事業     920, 118     1,004,587     1,290,219     1,512,132     1       標準財政規模     17,337,799     17,268,017     17,220,620     17,714,662     17						標準財政規模	宇業 宅地造以外 字地造成 京本業 合	法非適用企業
合計(2)     920,118     1,004,587     1,290,219     1,512,132     1       標準財政規模     17,337,799     17,268,017     17,220,620     17,714,662     17       連結実質赤字比率(%)     -     -     -     -     -	7, 714, 662 17, 934, 790 — — —	0, 620 17, 714, 662 —	17, 220, 620 —	17, 268, 017 —	17, 337, 799 —	標準財政規模 実質赤字比率(%)	事業 宅事 宅事 宅事 宅事	法非適用企業

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

									(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名	亚成10年度	平成20年度		平成22年度	平成23年度
		-		一般会計				697, 454	
実					452, 399	458, 836	446, 927	097, 404	585, 208
				土地区画整理清算金特別会計	0	_	_	_	_
質		l —							
赤字		般	一般会計						
<del>字</del>		会	等に属す						
比		計	すに関り						
率		等	る特別会						
の		7	計						
算									
定									
算定範				合 計 (1)	452, 399	458, 836	446, 927	697, 454	585, 208
囲		-		<u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>	17, 101, 357		,		17, 556, 827
			_		17, 101, 307	10, 915, 505	10, 779, 329	17, 136, 777	17, 330, 627
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			(	(黒字の比率(%))	(2. 64%)	(2. 71%)	(2. 66%)	(4. 06%)	(3. 33%)
		_							
		<u> </u>	云計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度		平成21年度		平成23年度
				国民健康保険特別会計	21, 606	28, 390	32, 674	59, 257	32, 590
				介護保険特別会計(保険事業勘定)	30, 712	67, 410	67, 967	49, 812	49, 730
		<u>é</u> n	会計等以	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	12, 168	22, 768	21, 007	11, 076	14, 995
			特別会計	後期高齢者医療特別会計		27, 202	7, 048	957	2, 406
				老人保健特別会計	95	3	7, 040	0	2, 400
	٠±		ち公営企	名八体胜行列云司	90	ა	U	U	
	連	大し	係る特別						
	結		以外の会						
	実質	計							
	良								
	赤								
П	字				,	201	金不足・剰気	Z #E	1
	比率		A :						
	144						<b></b>	34 hV / / 3E E	
		-	云	<b>计名(公営企業会計)</b>	平成19年度				平成23年度
	の		云	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
	の算		云						
咨	の算	法		水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
資全	の算定範	法	宅地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
資金不	の算	法適田		水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
資金不足	の算定範	用	宅地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
資金不足は	の算定範	用企	宅地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
資金不足比率	の算定範	用	宅地造成事業以外	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
資金不足比率の	の算定範	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の	の算定範	用企	宅地造成事業以外	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の	の算定範	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の	の算定範	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範	の算定範	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の	の算定範	用企業	宅地造成事業以外 宅地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業 法	宅地造成外 定地業 定地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業 法非	宅地造成事業以外 宅地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業法非適	宅地造成外 定地業 定地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範	の算定範	用企業 法非適用	宅地造成外 定地業 定地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅地造成外 定地業 定地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用	宅地造成外 定地業 定地造成	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 化 成外 成 成外 成 成外 成 成外 成 成外	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 化 成外 成 成外 成 成外 成 成外 成 成外	水道事業会計	2, 160, 844	2, 128, 772	2, 327, 183	2, 550, 845	2, 718, 908
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	2, 160, 844 548, 317	2, 128, 772 519, 409	2, 327, 183 601, 119	2, 550, 845 580, 155	2, 718, 908 627, 691
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	2, 160, 844 548, 317	2, 128, 772 519, 409	2, 327, 183 601, 119	2, 550, 845 580, 155	2, 718, 908 627, 691
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	2, 160, 844 548, 317	2, 128, 772 519, 409	2, 327, 183 601, 119	2, 550, 845 580, 155	2, 718, 908 627, 691
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	2, 160, 844 548, 317	2, 128, 772 519, 409	2, 327, 183 601, 119	2, 550, 845 580, 155	2, 718, 908 627, 691
の算定範囲	の算定範	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	2, 160, 844 548, 317	2, 128, 772 519, 409	2, 327, 183 601, 119	2, 550, 845 580, 155	2, 718, 908 627, 691

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

_	_								(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成23年度
<u></u>				一般会計	798, 739	542, 261	1, 031, 060		705, 290
実質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	5, 864	5, 321	10, 587	4, 597	5, 096
赤		<b> </b> —		赤間駅北口整備事業特別会計	0	0	0	0	0
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			•	合 計 (1)	804, 603	547, 582	1, 041, 647	1, 055, 785	710, 386
囲				標準財政規模	18, 615, 430	18, 832, 290	18, 976, 052	19, 337, 928	19, 429, 221
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			(	(黒字の比率(%))	(4. 32%)	(2. 90%)	(5. 48%)	(5. 45%)	(3. 65%)
			<b>会計</b> 夕(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			<u> </u>	国民健康保険特別会計(事業勘定)	164, 730	<del>十成20年度</del> 34, 557	<del>一成21千度</del> 25, 828	<del>一块22千度</del> 66, 503	十 <del>八之3年及</del> 162, 209
				国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	4, 999	4, 767	1, 122	693	232
		én		老人保健特別会計	<b>▲</b> 72, 437	1, 707	0	030	
		一般	会計等以 特別会計	後期高齢者医療特別会計	_ 72, 407	24, 577	27, 352	31, 866	34, 315
		クトのう	ち公営企	介護保険特別会計(保険事業勘定)	115, 530	120, 579	51, 066	59, 190	23, 763
	連	業に	係る特別	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2, 000	3, 918	2, 287	1, 595	2, 187
	結	会計	以外の会	万成队(4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	2,000	0, 010	2, 201	1,000	2, 107
	実	計							
	実質								
	赤								
П	字比					~ ~	金不足・剰気	<b>全類</b>	
	<del></del>			計名(公営企業会計)	平成19年度			平成22年度	平成23年度
	举		会!	计有(公务下表示计)		+ nv./v/= 14 1			+ 100.7 3 年 14 1
	率の		会					- 1 100 LL - 100 LL	平成23年度
	の算		- 会	水道事業会計	969, 306	940, 992	880, 433	_	_
咨	の算定	<b>*</b>						753, 715	<u>中成23年度</u> - 856, 414
資金	の算定範	法滴	宅地造成	水道事業会計	969, 306	940, 992	880, 433	_	_
資金不	の算定	法適用		水道事業会計	969, 306	940, 992	880, 433	_	_
資金不足	の算定範	法適用企	宅地造成	水道事業会計	969, 306	940, 992	880, 433	_	_
資金不足比	の算定範	法適用企業	宅地造成	水道事業会計	969, 306	940, 992	880, 433	_	_
資金不足比率 (	の算定範	企	宅地造成	水道事業会計	969, 306	940, 992	880, 433	_	_
率 の	の算定範	企	宅地造成事業以外	水道事業会計 下水道事業会計	969, 306	940, 992	880, 433	753, 715	856, 414
率の算	の算定範	企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計	969, 306 678, 286	940, 992 684, 879	880, 433	_	_
率の算	の算定範	企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計	969, 306 678, 286	940, 992 684, 879	880, 433 666, 050	753, 715	856, 414
率の算定範	の算定範	企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計	969, 306 678, 286	940, 992 684, 879	880, 433 666, 050	753, 715	856, 414
率の算定範囲(	の算定範	企業 法	宅地造成外 宅地造成 求 造成	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841	753, 715 753, 715	856, 414 866, 414
率の算定範囲(	の算定範	企業 法非	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841	753, 715 753, 715	856, 414 866, 414
率の算定範囲(会計	の算定範	企業 法非適	宅地造成外 宅地造成 求 造成	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841	753, 715 753, 715	856, 414 866, 414
率の算定範囲(	の算定範	企業 法非適用	宅地造成外 宅地造成 求 造成	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841	753, 715 753, 715	856, 414 866, 414
率の算定範囲(会計	の算定範	企業法非適用企	宅地造成外 宅地造成 求 造成	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841	753, 715 753, 715	856, 414 866 66
率の算定範囲(会計	の算定範	企業 法非適用	宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841	753, 715 753, 715	856, 414 866, 414
率の算定範囲(会計	の算定範	企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841	753, 715 753, 715	856, 414 866, 414
率の算定範囲(会計	の算定範	企業法非適用企	宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841	753, 715 753, 715	856, 414 866, 414
率の算定範囲(会計	の算定範	企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 宅	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841	753, 715 753, 715	856, 414 866 66
率の算定範囲(会計	の算定範	企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計 特定環境保全等下水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901 1, 980	940, 992 684, 879 63 922 2, 115	880, 433 666, 050 841 0 2, 391	1, 375 - 284	66 - 370
率の算定範囲(会計	の算定範	企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計 特定環境保全等下水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901	940, 992 684, 879 63 922	880, 433 666, 050 841 0 2, 391	1, 375 284	66 - 370
率の算定範囲(会計	の算定範	企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 簡易水道事業特別会計 特定環境保全等下水道事業特別会計	969, 306 678, 286 148 901 1, 980	940, 992 684, 879 63 922 2, 115	880, 433 666, 050 841 0 2, 391	1, 375 - 284 1, 971, 006	66 - 370

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(14. 34%)

(12.55%)

(14. 22%)

(10. 19%)

(9.21%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位・エロ)

									(単位:千円)
							実質収支額	_	-
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				一般会計	1, 089, 258	696, 612	895, 768	895, 198	1, 062, 405
実							1, 213	2, 797	4, 275
質				住宅新築資金等貸付事業特別会計	148	723	1, 213	2, 191	4, 275
赤		_		公共用地先行取得事業特別会計	0	_	_	_	_
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
		等	計						
の		1 -							
算									
定									
範			•	合計 (1)	1, 089, 406	697, 335	896, 981	897, 995	1, 066, 680
囲				標準財政規模	11, 682, 245	11, 693, 105	11, 790, 622	12, 198, 349	12, 415, 341
			宇	質赤字比率(%)					_
				(黒字の比率(%))	(9. 32%)	(5. 96%)	(7. 60%)	(7. 36%)	(8. 59%)
			<b>会計夕(</b> // )	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			<u> ДП (Д</u>	国民健康保険事業特別会計	<b>一成19千度 ▲</b> 144, 371	<b>★</b> 48, 348	<b>★ 131,516</b>	<b>★</b> 318, 789	<b>一成25年度 ▲</b> 502, 807
					<b>▲</b> 144, 3/1	<b>4</b> 0, 348			
				介護保険事業特別会計(保険事業勘定)		_	52, 689	17, 052	21, 591
			会計等以	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	_	_	1, 778	5, 036	4, 887
		外の	特別会計	後期高齢者医療特別会計	-	31, 507	37, 275	41, 150	45, 445
			ち公営企	老人保健特別会計	3, 059	98, 128	18, 531	0	-
	連	業に	係る特別	介護保険事業特別会計	90, 089	92, 765	_	_	_
	連結	숏計	以外の会	71 12 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	00,000	02, 700			
	宝	計"	30,100						
	哲	"'							
	赤								
	実質赤字								
П	比					省	金不足・剰余	<b>全</b> 類	
	率		△i	計名(公営企業会計)	平成19年度			平成22年度	平成23年度
	_			11 (46 11 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	T / K I 3 干 / K	十八八八十尺			
	$\boldsymbol{\sigma}$		1		1 400 060	2 220 070	0 041 650	0 000 065	0 000 E4E
	の			水道事業会計	1, 488, 969	2, 220, 979	2, 341, 658	2, 280, 965	2, 232, 545
	の算				1, 488, 969 1, 866, 727	2, 220, 979 1, 961, 934	2, 341, 658 694, 125	2, 280, 965 851, 665	2, 232, 545 912, 312
資	の算	法		水道事業会計					
資金	の算	法適	宅地造成	水道事業会計					
資金不	の	適		水道事業会計					
資金不足	の算	適用	宅地造成	水道事業会計					
資金不足比	の算	適用企	宅地造成	水道事業会計					
資金不足比率	の算	適用	宅地造成事業以外	水道事業会計					
資金不足比率の	の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計					
の	の算	適用企	宅地造成事業以外	水道事業会計					
の	の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計					
の	の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計					
の算定範	の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業法	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業 法非	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業 法非適	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計					
の算定範	の算	適用企業 法非適用	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 电	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 电	水道事業会計					
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計下水道事業会計	1, 866, 727	1, 961, 934	694, 125	851, 665	912, 312
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計下水道事業会計	1, 866, 727	1, 961, 934 	694, 125 	3, 775, 074	912, 312
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	1, 866, 727	1, 961, 934	694, 125	851, 665	912, 312
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計下水道事業会計	1, 866, 727	1, 961, 934 	694, 125 	3, 775, 074	912, 312
の算定範囲	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計	1, 866, 727	1, 961, 934 	694, 125 	3, 775, 074	912, 312

#### 〇用語解説

- 一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業: 地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

									(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				一般会計	384, 188	454, 232	310, 642	507, 612	469, 028
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	9, 290	8, 371	10, 759	13, 620	9, 366
質						0, 3/1	10, 759	13, 020	9, 300
赤字		l		都市計画公園用地取得事業特別会計	0	_	_	_	_
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
<sub>o</sub>		等	計						
定									
算定範		-	1		393, 478	462, 603	201 401	521, 232	470 204
囲		_					321, 401		478, 394
211			_	標準財政規模	10, 934, 317	10, 998, 392	10, 949, 310	11, 182, 551	11, 325, 342
			実	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				 (黒字の比率(%))	(3. 59%)	(4. 20%)	(2. 93%)	(4. 66%)	(4. 22%)
		<u> </u>	会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成23年度
				国民健康保険特別会計	118, 580	101, 606	407, 107	315, 823	222, 750
				老人保健特別会計	<b>1</b> 4, 198	<b>▲</b> 5, 514	▲ 368	0	
		<u>i</u> ur	会計等以	後期高齢者医療特別会計	_	6, 411	2, 662	3, 349	1, 505
		H A	はなり サルタン 特別会計	介護保険特別会計(保険事業勘定)	92, 154	101, 872	127, 156	125, 938	117, 740
			ち公営企	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	588	452	1, 702	629	401
	` <b>±</b>	出来に	ら公呂正 :係る特別	月後休陝行別云司 (月後9―こへ事未捌た)	300	402	1, 702	029	401
	連	未し	-除る行別 - 以外の会						
	結束		「以がい云						
	実質	計							
	貝土								
	赤字								
П	子					20	金不足・剰ぽ	> \$4E	
	比率	-		11.2 /八兴人安人=1\	亚子10左击	平成20年度			<b></b>
	かの	-	云	計名(公営企業会計)	平成19年度			平成22年度	平成23年度
	算			水道事業会計	1, 438, 169	1, 483, 661	1, 544, 168	1, 539, 686	1, 423, 662
	异								
資	定範	法	宅地造成						
金	囲	法適	事業以外						
示	土	用	争未以7						
足		企							
EŁ.		業							
資金不足比率			<b>字事法</b> 等						
の			宅地造成						
算		<b>├</b>	事業		45.010	10.00:	67.66	F4 040	77 05-
定		1		公共下水道事業特別会計	15, 049	16, 264	37, 305	54, 642	77, 857
算定範				農業集落排水事業特別会計	24, 061	9, 920	9, 039	9, 252	7, 252
囲									
		法	宅地造成						
( 会 計 別		非	事業以外						
計		適							
뒒		開							
<i>-</i>		企							
		業	<u> </u>						
		<b> </b> *							
			宅地造成						
			事業						
			-	合 計 (2)	2, 067, 881	2, 177, 275	2, 450, 172	2, 570, 551	2, 329, 561
				標準財政規模	10, 934, 317	10, 998, 392	10, 949, 310		11, 325, 342
			油丝	実質赤字比率(%)	, ,				, 523, 512
				(黒字の比率(%))	(18. 91%)	(19. 79%)	(22. 37%)	(22. 98%)	(20. 56%)

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

_	_				-				
							実質収支額		
				会 計 名		平成20年度	平成21年度		平成23年度
=				一般会計	241, 418		397, 527	230, 147	540, 330
実質				地域し尿処理施設事業特別会計	2, 199	7, 654	12, 896	11, 790	15, 934
赤		<b> </b> -		住宅新築資金等貸付事業特別会計	5, 931	7, 950	13, 373	5, 795	6, 500
字		般	一般会計						
比		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			•	合 計 (1)	249, 548	392, 223	423, 796	247, 732	562, 764
囲				標準財政規模	10, 866, 428	11, 026, 909	11, 251, 177	11, 651, 909	11, 774, 158
			実	質赤字比率(%)	-	-		_	_
				(黒字の比率(%))	(2. 29%)	(3. 55%)	(3. 76%)	(2. 12%)	(4. 77%)
		-	云訂石(公	<b>営事業会計:除く公営企業</b> ) 国民健康保険事業特別会計	<b>平成19年度</b> 25,659	<b>平成20年度</b> 13,010	<b>平成21年度</b> 16,557	平成22年度 8,626	<b>平成23年度</b> 9,501
				国氏健康保険事業特別会計 老人保健特別会計	25, 659 <b>▲</b> 8, 749	20, 864	16, 557	8, 626 1, 775	9, 501
				七八体唯行別云司  後期高齢者医療事業特別会計	<b>a</b> 6, 749	5, 661	6, 354	6, 700	20, 911
			会計等以	依朔向即有医療争業特別会計 介護保険事業特別会計	113, 635	119, 936	20, 737	21, 427	48, 021
		外の	特別会計	刀 设体陕争未付加云司	113, 033	119, 930	20, 737	21, 427	40, 021
	連	一歩っ	ち公営企 係る特別						
	結結	会計	以外の会						
	宝	計"	2011VI						
	質								
	実質赤								
	字								
	比								
		_		:			金不足・剰余		
	率		会	計名(公営企業会計) 「大学工業 A S I	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成23年度
	率の		会	<b>十名(公営企業会計)</b> 水道事業会計	<b>平成19年度</b> 1, 642, 835	平成20年度			平成23年度
	率の		会			平成20年度	平成21年度		平成23年度
資	率の	法				平成20年度	平成21年度		平成23年度
資金	率	適	宅地造成			平成20年度	平成21年度		平成23年度
資金不口	率の	適用				平成20年度	平成21年度		平成23年度
資金不足以	率の	適用企	宅地造成			平成20年度	平成21年度		平成23年度
資金不足比率	率の	適用	宅地造成事業以外			平成20年度	平成21年度		平成23年度
資金不足比率の	率の	適用企	宅地造成事業以外宅地造成			平成20年度	平成21年度		平成23年度
資金不足比率の算	率の	適用企	宅地造成事業以外	水道事業会計	1, 642, 835	平成20年度 1,671,859	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
資金不足比率の算定	率の	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882		平成23年度 - 10, 785
算定範	率の	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	1, 642, 835	平成20年度 1,671,859	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
資金不足比率の算定範囲	率の	適用企業	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法	宅地造成 字地造成 字地 造成 主地 造成 正地 造成	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法非	宅地造成 事業以外 宅地造成 事業	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法非適	宅地造成 字地造成 字地 造成 主地 造成 正地 造成	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範	率の	適用企業 法非適用	宅地造成 字地造成 字地 造成 主地 造成 正地 造成	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法非適用企	宅地造成 字地造成 字地 造成 主地 造成 正地 造成	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法非適用	宅事	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法非適用企	宅事	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅	水道事業会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	公共下水道事業特別会計本木簡易水道事業特別会計	1, 642, 835 5, 772	平成20年度 1,671,859 	1,507,882         5,943         716	平成22年度 - - - - - - - -	10, 785
算定範囲	率の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 公共下水道事業特別会計 本木簡易水道事業特別会計	1, 642, 835 5, 772 1, 120	79, 094 1, 130	<b>平成21年度</b> 1,507,882	平成22年度	-
算定範囲	率の	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	公共下水道事業特別会計本木簡易水道事業特別会計	1, 642, 835 5, 772 1, 120 2, 029, 820	79,094         1,130         2,303,777	1, 983, 267	平成22年度 - - - - - - - - - - - - -	10, 785

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(18.67%)

(20.89%)

(17. 62%)

(2.50%)

(5.53%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

									(単位:千円)
							実質収支額	_	
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				一般会計	338, 727	271, 318	346, 606	595, 888	808, 149
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	14, 661	14, 523	15, 973	17, 261	18, 235
質		l		自動車学校特別会計	8, 686	1, 487	4, 456	9, 598	2, 183
赤字比		én.	前八人二日	口幼牛丁尺内が五日	0, 000	1, 407	4, 400	3, 000	2, 100
字		般	一般会計						
比		会計	等に属す						
率		等	る特別会 計						
の		ਚ	AT						
算									
算定範									
範			•	合計 (1)	362, 074	287, 328	367, 035	622, 747	828, 567
囲				標準財政規模	8, 156, 669	8, 348, 635	8, 613, 253	9, 071, 404	9, 155, 002
			宝	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
					(4 400/)	(0.44%)	(4 OC%)	/C OCN/	(O OEW)
				(黒字の比率(%))	(4. 43%)	(3. 44%)	(4. 26%)	(6. 86%)	(9. 05%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				国民健康保険事業特別会計	129, 148	61, 313	4, 288	8, 546	3, 870
				老人保健事業特別会計	136, 343	26, 388	2, 968	0, 0.10	-
		én		後期高齢者医療事業特別会計	100, 010	16, 224	1, 876	586	2, 414
			会計等以	及如问即日色凉学不时加及时		10, 224	1, 070	550	۷, ۱۱۹
		外の	特別会計						
	` <b>±</b>	出来に	ち公営企						
	連		係る特別						
	結束		以外の会						
	実質	計							
	具								
	赤字								
П	比比					襘	金不足・剰余	- 類	
	率		스 i	<b>计名(公営企業会計)</b>	平成19年度		平成21年度		平成23年度
	<sub>o</sub>				1/炎10十/文	1	1	1 70,2217 1文	1 75,20 十 1支
	質								
	算定								
資	算定節	法	宅地造成						
資金	定範	法適	宅地造成 事業以外						
資金不	算定範囲	用	宅地造成 事業以外						
資金不足:	定範	用企							
資金不足比克	定範	用	事業以外						
資金不足比率の	定範	用企	事業以外宅地造成						
ത	定範	用企	事業以外						
ത	定範	用企	事業以外宅地造成	下水道事業特別会計	38, 752	53, 670	56, 569	11, 714	12, 927
ത	定範	用企	事業以外宅地造成	下水道事業特別会計農業集落排水事業特別会計	38, 752 3, 198	53, 670 3, 131	56, 569 3, 282		12, 927 2, 682
の算定範	定範	用企	事業以外宅地造成	農業集落排水事業特別会計	3, 198	3, 131	3, 282	4, 393	2, 682
の算定範囲	定範	用企業	事業以外 宅地造成 事業	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 198 3, 734	3, 131 3, 697	3, 282 5, 465	4, 393 3, 168	2, 682 1, 756
の算定範囲	定範	用企業 法	事業以外 宅地造成 宝地造成 宅地造成	農業集落排水事業特別会計	3, 198	3, 131	3, 282	4, 393	
の算定範囲	定範	用企業法非	事業以外 宅地造成 事業	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 198 3, 734	3, 131 3, 697	3, 282 5, 465	4, 393 3, 168	2, 682 1, 756
の算定範囲	定範	用企業 法非適	事業以外 宅地造成 宝地造成 宅地造成	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 198 3, 734	3, 131 3, 697	3, 282 5, 465	4, 393 3, 168	2, 682 1, 756
の算定範囲	定範	用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 宝地造成 宅地造成	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 198 3, 734	3, 131 3, 697	3, 282 5, 465	4, 393 3, 168	2, 682 1, 756
の算定範	定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 宝地造成 宅地造成	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 198 3, 734	3, 131 3, 697	3, 282 5, 465	4, 393 3, 168	2, 682 1, 756
の算定範囲	定範	用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 198 3, 734	3, 131 3, 697	3, 282 5, 465	4, 393 3, 168	2, 682 1, 756
の算定範囲	定範	用企業 法非適用企	事業以外 定事 宅事 宅地業 宅地業 宅地業 宅地業	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 198 3, 734	3, 131 3, 697	3, 282 5, 465	4, 393 3, 168	2, 682 1, 756
の算定範囲	定範	用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成外	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 198 3, 734	3, 131 3, 697	3, 282 5, 465	4, 393 3, 168	2, 682 1, 756
の算定範囲	定範	用企業 法非適用企	事業以外 定事 宅事 宅地業 宅地業 宅地業 宅地業	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計	3, 198 3, 734	3, 131 3, 697	3, 282 5, 465	4, 393 3, 168	2, 682 1, 756
の算定範囲	定範	用企業 法非適用企	事業以外 成 造 進 以 が 進 り た よ た は よ た は よ り は よ り は よ り よ り よ り よ り よ り よ り よ	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計 簡易水道事業特別会計	3, 198 3, 734 3, 558	3, 131 3, 697 4, 042	3, 282 5, 465 14, 429	4, 393 3, 168 5, 354	2, 682 1, 756 2, 497
の算定範囲	定範	用企業 法非適用企	事業以外 成 造 進 以 が 進 り た よ た は よ た は よ り は よ り は よ り よ り よ り よ り よ り よ り よ	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計 簡易水道事業特別会計	3, 198 3, 734 3, 558	3, 131 3, 697 4, 042 455, 793	3, 282 5, 465 14, 429 455, 912	4, 393 3, 168 5, 354	2, 682 1, 756 2, 497
の算定範囲	定範	用企業 法非適用企	事業以外 成 造 進 以 が 進 り た よ た は よ た は よ り は よ り は よ り よ り よ り よ り よ り よ り よ	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計 簡易水道事業特別会計	3, 198 3, 734 3, 558	3, 131 3, 697 4, 042	3, 282 5, 465 14, 429	4, 393 3, 168 5, 354	2, 682 1, 756 2, 497
の算定範囲	定範	用企業 法非適用企	事 宅事 宅事 宅事 宅事	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計 簡易水道事業特別会計 合計(2)	3, 198 3, 734 3, 558	3, 131 3, 697 4, 042 455, 793	3, 282 5, 465 14, 429 455, 912	4, 393 3, 168 5, 354	2, 682 1, 756 2, 497
の算定範囲	定範	用企業 法非適用企	事	農業集落排水事業特別会計 浄化槽整備事業特別会計 簡易水道事業特別会計	3, 198 3, 734 3, 558	3, 131 3, 697 4, 042 455, 793	3, 282 5, 465 14, 429 455, 912	4, 393 3, 168 5, 354	2, 682 1, 756 2, 497

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

_	_								(単位:千円)
							実質収支額		
				会 計 名		平成20年度		平成22年度	平成23年度
<u> </u>				一般会計	869, 337	724, 860	208, 082	649, 947	677, 196
実				住宅新築資金等特別会計	5, 826	3, 800	6, 487	4, 291	3, 042
質		_							
赤字		般	一般会計						
此		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算定									
定									
範			,	合 計 (1)	875, 163	728, 660	214, 569	654, 238	680, 238
囲				標準財政規模	9, 479, 856	9, 544, 815	9, 402, 826	9, 403, 788	9, 279, 313
			実	質赤字比率(%)	_			_	_
				(黒字の比率(%))	(9. 23%)	(7. 63%)	(2. 28%)	(6. 95%)	(7. 33%)
						,			
		-	云計名(公	営事業会計:除く公営企業)		平成20年度	平成21年度		平成23年度
				国民健康保険特別会計	118, 127	96, 786	100, 532	1,063	<b>▲</b> 13, 537
				後期高齢者医療特別会計	-	8, 599	8, 130	14, 567	11, 454
			会計等以	老人保健特別会計	44, 410	57, 406	5, 932	0	_
		外の	特別会計						
	\ <b>±</b>	のつ	ち公営企						
	連	果に	係る特別 以外の会						
	布生		以がい云						
	結実質	P'							
	赤								
	赤字								
	比						金不足・剰余		
	200								
	率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度			平成23年度
	の		会	計名(公宮企業会計) 水道事業会計	<b>平成19年度</b> 132, 407	<b>平成20年度</b> 127, 300	平成21年度 125, 656	<b>平成22年度</b> 136,872	<b>平成23年度</b> 154, 394
	の算		会						
資	の算	法							
資金	の算	適	宅地造成						
資金不口	の	適用							
資金不足力	の算	通用企	宅地造成						
資金不足比率	の算	適用	宅地造成事業以外						
資金不足比率の	の算	通用企	宅地造成事業以外宅地造成						
資金不足比率の算	の算	通用企	宅地造成事業以外	水道事業会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
資金不足比率の算定	の算	通用企	宅地造成事業以外宅地造成	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範	の算	通用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
資金不足比率の算定範囲	の算	適用企業	宅地造成事業以外宅地造成	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲	の算	適用企業 法	宅地造成外 定地業 定地業 造成	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲	の算	適用企業	宅地造成事業以外宅地造成	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲(会計	の算	適用企業	宅地造成外 定地業 定地業 造成	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲	の算	適用企業	宅地造成外 定地業 定地業 造成	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅地造成外 定地業 定地業 造成	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲(会計	の算	適用企業	宅事 宅事 宅事 宅事	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 电	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 电	簡易水道事業特別会計	132, 407	127, 300	125, 656	136, 872	154, 394
算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	簡易水道事業特別会計公共下水道事業特別会計	991 9, 339	608 15, 116	1, 027 3, 544	136, 872 589 8, 527	349 7, 640
算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計 合計 (2)	132, 407	127, 300 608 15, 116 1, 034, 475	125, 656	136, 872 589 8, 527 815, 856	349 7, 640 840, 538
算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計 合計 (2) 標準財政規模	991 9, 339	608 15, 116	1, 027 3, 544 459, 390	136, 872 589 8, 527	349 7, 640
算定範囲(会計	の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 岩川 一	水道事業会計 簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計 合計 (2)	991 9, 339	127, 300 608 15, 116 1, 034, 475	1, 027 3, 544 459, 390	136, 872 589 8, 527 815, 856	349 7, 640 840, 538

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 〇 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(10. 43%)

(7. 28%)

								(単位:千円)
						実質収支額	_	
			会計名	平成19年度	平成20年度		平成22年度	平成23年度
€			一般会計	512, 344		268, 414	365, 657	770, 99
	_	4 1	住宅新築資金等貸付事業特別会計	8, 458	11, 071	6, 698	33, 142	13, 87
	般   会	一般会計等に属す						
<u> </u>	計等	る特別会 計						
Ē		•	合 <u>計(1)</u>	520, 802	427, 827	275, 112	398, 799	784, 87
111		-	標準財政規模	13, 632, 388	13, 739, 136	13, 499, 722	14, 025, 103	13, 944, 88
			質赤字比率(%)		<u> </u>	- (0.00%)	——————————————————————————————————————	— (F. 00%)
			(黒字の比率(%))	(3. 82%)	(3. 11%)	(2. 03%)	(2. 84%)	(5. 62%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度			平成23年度
			国民健康保険事業特別会計	<b>▲</b> 56, 702		<b>▲</b> 172, 986		<b>▲</b> 316, 19
	l I		老人保健事業特別会計 後期高齢者医療特別会計	<b>▲</b> 47, 791	63, 662 7, 799	49, 698 16, 188	12.420	16.06
		会計等以	放 期	167, 302	141, 442	67, 759	13, 428 30, 821	16, 06 25, 90
	タト レノ	特別会計 ち公営企	力 設 休 陝 争 未 付 力 云 訂 ( 休 陝 争 未 勤 定 ) 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 ( サ ー ビ ス 事 業 勘 定 )	107, 302		07, 739	0, 621	25, 90
連	業に	係る特別	7版体の子本内が公司(7 こハ子本副だ)	·	0	0		
結	会計	以外の会						
実質	計							
質土								
赤字								
比						金不足・剰余		
率		会	<b>計名(公営企業会計)</b>	平成19年度				平成23年度
の算			水道事業会計	906, 976	868, 687	817, 817	851, 961	945, 09
定	Ш			ļ				
定範囲	法	宅地造成						
	適	事業以外						
	用    企	事業以外						
出	Ⅱ 適用 Ⅲ 企業	事業以外						
	用    企	宅地造成						
	用    企							
	用    企	宅地造成						
	用    企	宅地造成						
	用企業	宅地造成事業						
		宅地造成事業 宅地造成						
	用企業 法非	宅地造成事業						
	用企業 法非適	宅地造成事業 宅地造成						
	用企業 法非適用企	宅地造成事業 宅地造成						
	用企業 法非適用	宅地造成事業 宅地造成						
	用企業 法非適用企	宅地造成事業 宅地造成外 宅地造成						
	用企業 法非適用企	宅地造成事業 宅地造成事業以外						
	用企業 法非適用企	宅地造成事業 宅地造成外 宅地造成						
	用企業 法非適用企	宅地進成 成本	会 計 (2)	1 490 587	1 341 681	1 053 588	1 021 246	1 455 73
	用企業 法非適用企	宅地進成 成本	合計(2)標準財政規模	1, 490, 587 13, 632, 388	1, 341, 681 13, 739, 136	1, 053, 588 13, 499, 722	1, 021, 246 14, 025, 103	
	用企業 法非適用企	宅事宅事宅事	合 計 (2) 標準財政規模 実質赤字比率 (%)			1, 053, 588 13, 499, 722		1, 455, 73 13, 944, 88

# 〇用語解説

- 一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(10. 93%) (9. 76%) (7. 80%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

									(単位:千円)
							実質収支額	_	
				会 計 名	平成19年度		平成21年度		平成23年度
<b>—</b>				一般会計	128, 769	79, 057	319, 851	856, 799	854, 835
実				住宅新築資金等貸付特別会計	<b>▲</b> 43, 548	<b>▲</b> 26, 095	<b>▲</b> 17, 668	<b>▲</b> 3, 136	7, 342
質赤		<b> </b>		秋月キャンプ村特別会計	520	_	_	_	_
字		般	一般会計						
此		会	等に属す						
率		計	る特別会						
の		等	計						
算									
定									
範			•	合 計 (1)	85, 741	52, 962	302, 183	853, 663	862, 177
囲				標準財政規模	14, 235, 847	14, 442, 166	14, 707, 166	15, 487, 309	15, 259, 273
			実	質赤字比率(%)		-		_	_
				(黒字の比率(%))	(0. 60%)	(0. 36%)	(2. 05%)	(5. 51%)	(5. 65%)
				営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		-	五百(公	国民健康保険特別会計(事業勘定)	<b>平成19年度</b> 8, 163		平成21年度	平成22年度 ▲ 73,164	平成23年度 ▲ 314,803
				国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	553	4, 950	821	110	43
		4.	A =1 A+- 14.1	老人保健特別会計	▲ 81, 328	15, 786	<b>▲</b> 271	2, 950	40
			会計等以	後期高齢者医療特別会計	<b>A</b> 01, 320	16, 200	15, 686	17, 256	18, 095
			特別会計 ち公営企	介護保険特別会計(事業勘定)	219, 850	210, 600	38, 050	17, 230	498
	連	業に	係る特別	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	3, 168	2, 452	3, 534	4, 671	5, 012
	結		以外の会	万度体医門が公司(万度) ころ手未動だっ	3, 100	2, 402	3, 334	4, 071	3, 012
	実	計							
	実質赤								
	赤								
	字	_							
						201	<b>人工口,到</b> 人	> \$≥	
	比索		♣i	计名 (八世企举合計)	亚战10年度		金不足・剰気		亚成22年度
	率		会	H名(公営企業会計)  水 営車業会計	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 941,705
	率の算		会	水道事業会計	446, 898	<b>平成20年度</b> 511,918	<b>平成21年度</b> 670,719	<b>平成22年度</b> 682, 942	841, 795
`Ar	率の算					平成20年度	平成21年度	平成22年度	
資	率の算	法	宅地造成	水道事業会計	446, 898	<b>平成20年度</b> 511,918	<b>平成21年度</b> 670,719	<b>平成22年度</b> 682, 942	841, 795
資金不	率の	適		水道事業会計	446, 898	<b>平成20年度</b> 511,918	<b>平成21年度</b> 670,719	<b>平成22年度</b> 682, 942	841, 795
資金不足	率の算	適用	宅地造成	水道事業会計	446, 898	<b>平成20年度</b> 511,918	<b>平成21年度</b> 670,719	<b>平成22年度</b> 682, 942	841, 795
資金不足比	率の算	適	宅地造成	水道事業会計	446, 898	<b>平成20年度</b> 511,918	<b>平成21年度</b> 670,719	<b>平成22年度</b> 682, 942	841, 795
比 率	率の算	適用企	宅地造成事業以外	水道事業会計	446, 898	<b>平成20年度</b> 511,918	<b>平成21年度</b> 670,719	<b>平成22年度</b> 682, 942	841, 795
比率の	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	446, 898	<b>平成20年度</b> 511,918	<b>平成21年度</b> 670,719	<b>平成22年度</b> 682, 942	841, 795
比率の	率の算	適用企	宅地造成事業以外	水道事業会計	446, 898	<b>平成20年度</b> 511,918	<b>平成21年度</b> 670,719	<b>平成22年度</b> 682, 942	841, 795
比率の	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 工業用水道事業会計	446, 898 527, 310	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594	<b>平成21年度</b> 670, 719 499, 347	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568	841, 795 558, 626
比率の算定範	率の算	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計	446, 898 527, 310	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594 	<b>平成21年度</b> 670, 719 499, 347	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568	841, 795 558, 626 0 6, 610
比率の	率の算	適用企業	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計	446, 898 527, 310 1, 819	<b>平成20年度</b> 511,918 484,594 1,864 0	<b>平成21年度</b> 670, 719 499, 347 776 0	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568 10 10 65	841, 795 558, 626
比率の算定範囲(	率の算	適用企業 法	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	1, 819 0	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594 	97.00	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568 10 65 0	841, 795 558, 626 0 6, 610
比率の算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適	宅地造成外 宅地造成 水 造 成 本 進	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	1, 819 0	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594 	97.00	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568 10 65 0	841, 795 558, 626 0 6, 610
比率の算定範囲(	率の算	適用企業 法非適用	宅地造成外 宅地造成 水 造 成 本 進	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	1, 819 0	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594 	97.00	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568 10 65 0	841, 795 558, 626 0 6, 610
比率の算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅地造成外 宅地造成 水 造 成 本 進	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	1, 819 0	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594 	97.00	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568 10 65 0	841, 795 558, 626 0 6, 610
比率の算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用	宅地造成外 宅地造成 水 造 成 本 進	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	1, 819 0	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594 	97.00	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568 10 65 0	841, 795 558, 626 0 6, 610
比率の算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 個別排水事業特別会計	1, 819 0 0	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594  1, 864 0 0 0	<u>平成21年度</u> 670, 719 499, 347 776 0 0	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568  10 65 0	841, 795 558, 626 0 6, 610 0
比率の算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅地造成外宅地業中地	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 個別排水事業特別会計	1, 819 0 0	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594  1, 864 0 0 0	<u>平成21年度</u> 670, 719 499, 347 776 0 0	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568  10 65 0	841, 795 558, 626 0 6, 610 0
比率の算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 個別排水事業特別会計	1, 819 0 0	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594  1, 864 0 0 0	<u>平成21年度</u> 670, 719 499, 347 776 0 0	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568  10 65 0	841, 795 558, 626 0 6, 610 0
比率の算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 個別排水事業特別会計	1, 819 0 0	平成20年度       511,918       484,594       1,864       0       0       0	平成21年度       670, 719       499, 347       776       0       0       0       0       0	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568  10 65 0 0	841, 795 558, 626 0 6, 610 0
比率の算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 個別排水事業特別会計 工業用地造成事業特別会計	1, 819 0 0	<b>平成20年度</b> 511, 918 484, 594 1, 864 0 0 0	<b>平成21年度</b> 670, 719 499, 347 776 0 0 0	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568  10 65 0 0 2, 025, 361	841, 795 558, 626 0 6, 610 0 0
比率の算定範囲(会計	率の算	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 工業用水道事業会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 個別排水事業特別会計	1, 819 0 0	平成20年度       511,918       484,594       1,864       0       0       0	<b>平成21年度</b> 670, 719 499, 347 776 0 0 0	<b>平成22年度</b> 682, 942 519, 568  10 65 0 0	841, 795 558, 626 0 6, 610 0

#### 〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(8.51%)

(8.04%)

(10.38%)

(13.07%)

(12.96%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

						実質収支額		
			会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			一般会計	314, 990	487, 102	428, 330	869, 037	509, 117
			<b>                                    </b>				009, 007	503, 117
			住宅新築資金等貸付会計	5, 002	5, 029	0		
	_		用地特別会計	88	87	88	88	88
	般	一般会計						
	会	等に属す						
	計	る特別会						
	等							
	₹	計						
			合 計 (1)	320, 080	492, 218	428, 418	869, 125	509, 205
			<u>□ □                                  </u>				11, 337, 449	
				10, 452, 753	10, 442, 504	10, 687, 319	11, 337, 449	11, 166, 915
		美	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
			 (黒字の比率(%))	(3. 06%)	(4. 71%)	(4. 00%)	(7. 66%)	(4. 55%)
		会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			国民健康保険事業特別会計	302, 641	310, 695	330, 931	253, 412	122, 743
			介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	114, 690	137, 873	95, 108	84, 649	52, 342
				114, 030				
		会計等以	後期高齢者医療特別会計		1, 266	498	1, 356	207
		特別会計	老人保険事業特別会計	<b>▲</b> 56, 702	<b>▲</b> 5, 974	657	0	
	のう	ち公営企	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	2, 234	3, 262	5, 326	6, 519	7, 691
連	業に	係る特別						
結		以外の会						
宝	計							
左	HI							
共								
小								
連結実質赤字比					袖	金不足・剰余	<u>-</u>	
ᆚ								
760			<b>让夕(八类人类人</b> 主)	1 77 11 12 12	ᅲᄼᄼᆂᇠᆝ			ᅏᄼᄼᄼ
率の		会	計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度			平成23年度
の		会:	<b>計名(公営企業会計)</b>  水道事業会計	<b>平成19年度</b> 721, 334	<b>平成20年度</b> 572,741	<b>平成21年度</b> 584,774	<b>平成22年度</b> 619, 504	<b>平成23年度</b> 620, 558
の算		会						
の算								
の算定範	法連	宅地造成						
の算	適							
の算定範	適用	宅地造成						
の算定範	適用企	宅地造成						
の算定範	適用	宅地造成事業以外						
の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成						
の算定範	適用企	宅地造成事業以外						
の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	721, 334	572, 741	584, 774	619, 504	620, 558
の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 公共下水道事業特別会計	721, 334	572, 741	584, 774	619, 504	620, 558 8, 122
の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計  農業集落排水事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049	6, 893 3, 616	584, 774 6, 833 3, 802	6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	619, 504	620, 558
の算定範	適用企業	宅地進以 成成 成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計  農業集落排水事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049	6, 893 3, 616	584, 774 6, 833 3, 802	6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業法	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非	宅地進以 成成 成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非適	宅地進以 成成 成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	619, 504 6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非適	宅地進以 成成 成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	619, 504 6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非適用企	宅地進以外 定地業 造造 造成 成成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	619, 504 6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非適	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	619, 504 6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 化 成外 成 成外 成 成外 成 成外 成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	619, 504 6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	619, 504 6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 化 成外 成 成外 成 成外 成 成外 成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	619, 504 6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 化 成外 成 成外 成 成外 成 成外 成	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946	6, 893 3, 616 5, 713	6, 833 3, 802 6, 362	619, 504 6, 867 3, 757	8, 122 3, 485
の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电票 地業 地業 地業 地業 地業	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計 簡易水道事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946 2, 519	6, 893 3, 616 5, 713 2, 622	6, 833 3, 802 6, 362 0	619, 504 6, 867 3, 757 6, 536	8, 122 3, 485 6, 733
の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 电票 地業 地業 地業 地業 地業	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計 簡易水道事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946 2, 519 1, 424, 828	6, 893 3, 616 5, 713 2, 622	6, 833 3, 802 6, 362 0	619, 504 6, 867 3, 757 6, 536 -	8, 122 3, 485 6, 733 —
の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計 簡易水道事業特別会計  (2)	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946 2, 519	6, 893 3, 616 5, 713 2, 622	6, 833 3, 802 6, 362 0	619, 504 6, 867 3, 757 6, 536	8, 122 3, 485 6, 733
の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計 簡易水道事業特別会計	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946 2, 519 1, 424, 828	6, 893 3, 616 5, 713 2, 622	6, 833 3, 802 6, 362 0	619, 504 6, 867 3, 757 6, 536 -	8, 122 3, 485 6, 733 —
の算定範	適用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 老事	水道事業会計  公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計 簡易水道事業特別会計  (2)	721, 334 7, 037 4, 049 6, 946 2, 519 1, 424, 828	6, 893 3, 616 5, 713 2, 622	6, 833 3, 802 6, 362 0	619, 504 6, 867 3, 757 6, 536 -	8, 122 3, 485 6, 733 -

## 〇用語解説

金不足比率の算定範囲

会計別

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

(24. 93%)

							実質収支額		
				A =1 b	ᅲ	ᅲᄼᄼᆓ			ᅲᄼᄼᆓᆂ
		-		会 計 名 一般会計		平成20年度 843,603	<u> 平成21 平度</u> 913, 626	<b>平成22年度</b> 855, 109	<b>平成23年度</b> 971,881
実				一 <b>股云</b> 町 住宅新築資金等貸付事業特別会計	835, 543 6, 488	14, 517	7, 613	11, 355	
質				拉七机架員並守員刊事業付別云 <u>訂</u> 救急医療事業特別会計	0, 400	14, 317	58, 453	67, 568	3, 161 64, 024
赤		<u>-</u>	±= A = 1			_	58, 453	07, 308	04, 024
字		般	一般会計						
比		会計	等に属す る特別会						
率		等	かるでは						
の質		"	A I						
算完									
定範				<u> </u> 合 計 (1)	842, 031	858, 120	979, 692	934, 032	1, 039, 066
囲				<u>□ □ □                                </u>	19, 549, 913		20, 044, 709		21, 076, 905
			#	<u>操手的政况快</u> 質赤字比率(%)	19, 549, 915	19, 740, 002	20, 044, 709	21, 141, 210	21, 070, 903
									<u> </u>
				(黒字の比率(%))	(4. 30%)	(4. 34%)	(4. 88%)	(4. 41%)	(4. 92%)
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				国民健康保険事業特別会計	387, 790	69, 171	425, 702	362, 078	652, 867
				老人保健医療特別会計	95, 133	134, 635	19, 076	16, 122	_
		一般	会計等以	介護保険事業特別会計	68, 070	72, 371	183, 109	51, 366	1, 850
		外の	特別会計	後期高齢者医療特別会計	_	21, 678	30, 918	23, 791	20, 792
			ち公営企						
	連		係る特別						
	結束	会計計	以外の会						
	<b>夫</b>	AI							
	赤								
	実質赤字比								
	比					201	<b>(人て口 _ 毛)</b> (4	N. after	
		_					金不足・剰余		
	率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	の		会	水道事業会計	1, 790, 389	<b>平成20年度</b> 1,899,894	<b>平成21年度</b> 1,985,275	<b>平成22年度</b> 2, 139, 821	2, 112, 208
	の算		会			平成20年度	平成21年度	平成22年度	
資	の算	法		水道事業会計	1, 790, 389	<b>平成20年度</b> 1,899,894	<b>平成21年度</b> 1,985,275	<b>平成22年度</b> 2, 139, 821	2, 112, 208
資金工	の	法適品	会 宅地造成 事業以外	水道事業会計	1, 790, 389	<b>平成20年度</b> 1,899,894	<b>平成21年度</b> 1,985,275	<b>平成22年度</b> 2, 139, 821	2, 112, 208
資金不口	の算	用	宅地造成	水道事業会計	1, 790, 389	<b>平成20年度</b> 1,899,894	<b>平成21年度</b> 1,985,275	<b>平成22年度</b> 2, 139, 821	2, 112, 208
資金不足比	の算	用企	宅地造成	水道事業会計	1, 790, 389	<b>平成20年度</b> 1,899,894	<b>平成21年度</b> 1,985,275	<b>平成22年度</b> 2, 139, 821	2, 112, 208
資金不足比率	の算	用	宅地造成事業以外	水道事業会計	1, 790, 389	<b>平成20年度</b> 1,899,894	<b>平成21年度</b> 1,985,275	<b>平成22年度</b> 2, 139, 821	2, 112, 208
資金不足比率の	の算	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計	1, 790, 389	<b>平成20年度</b> 1,899,894	<b>平成21年度</b> 1,985,275	<b>平成22年度</b> 2, 139, 821	2, 112, 208
の	の算	用企	宅地造成事業以外	水道事業会計 下水道事業会計	1, 790, 389 676, 833	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の	の算	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計	1, 790, 389 676, 833	<b>平成20年度</b> 1,899,894	<b>平成21年度</b> 1,985,275	<b>平成22年度</b> 2, 139, 821	2, 112, 208
の算定範	の算	用企	宅地造成事業以外宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計	1, 790, 389 676, 833	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範囲	の算	用企業	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範囲	の算	用企業 法	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計	1, 790, 389 676, 833	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範囲(会計	の算	用企業 法非	宅地造成事業以外宅地造成事業	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範	の算	用企業 法非適用	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適用企	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適用	宅地造成外 宅地業 宅地造成	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 遊船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0	1,899,894 833,874	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374	平成22年度 2,139,821 1,197,067	2, 112, 208 1, 406, 518
の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業等特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0 111, 898	9,714 	10, 815 	平成22年度 2, 139, 821 1, 197, 067 ————————————————————————————————————	2, 112, 208 1, 406, 518 22, 482 - -
の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 会共下水道事業特別会計 農業集落排水事業等特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0 111, 898	9,714 	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374  10, 815 4, 626, 961	平成22年度 2, 139, 821 1, 197, 067 	2, 112, 208 1, 406, 518 22, 482 - - - - 5, 255, 783
の算定範囲(会計	の算	用企業 法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 下水道事業会計 渡船事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業等特別会計	1, 790, 389 676, 833 0 0 0 111, 898	9,714 	<b>平成21年度</b> 1, 985, 275 992, 374  10, 815 4, 626, 961	平成22年度 2, 139, 821 1, 197, 067 	2, 112, 208 1, 406, 518 22, 482 - -

# \_\_\_\_\_\_ ○用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの

(黒字の比率(%))

・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(20. 31%) (19. 74%) (23. 08%) (22. 43%)

- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)